

長洲町子ども・子育て支援事業計画 (第2期)



令和2年3月

熊本県 長洲町

ごあいさつ

少子化、人口減少そして高齢化が進行する今日において、本町でも子どもの人口が減少傾向にあり、核家族化も進みつつあります。

少子化や核家族化が進むにつれ、全国的に世代間交流が少なくなるなど、地域社会との関わりが薄れ、家庭における子育て力の低下や育児不安、子育ての孤立化が顕在しており、加えて、児童虐待をはじめ、いじめ、不登校問題など、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しています。

また、子育てニーズが多様化する中において、待機児童解消や教育・保育の質の向上、幼児教育・保育の無償化、児童虐待、子どもの貧困対策等、国においては子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会を目指した総合的な子ども・子育て支援が推進され、子育て家庭における負担や不安を和らげ、安心・安全に子育てができる環境整備が重要となっています。

本町では、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を社会全体で支援する環境整備に向け、「長洲町次世代育成支援行動計画」や「長洲町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づき、本町における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

このたび、令和元年度で「長洲町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の計画期間が満了となることから、近年の社会環境の変化や時代の潮流、本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定しました。

町の宝であり、かけがえのない存在である子どもたちが、将来に明るい希望を持って健やかに成長できる体制づくりとともに、必要な支援が切れ目なく行き届き、子育て家庭を社会全体で見守り、支援することができる環境整備をより一層推進してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました長洲町子ども・子育て会議の委員をはじめ、ニーズ調査等にご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

長洲町長 中逸 博光

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の法的根拠と位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画策定の方法	4

第2章 子どもや子育てを取り巻く状況

1	人口と世帯の状況	5
2	就労の状況	10
3	教育・保育施設および小中学校の状況	11
4	子育て家庭の経済的な状況	13
5	第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	15

第3章 計画の基本理念と方向性

1	基本理念	20
2	計画の方向性	21
3	計画の施策体系	22

第4章 具体的な取り組み

1	子育てに喜びと生きがいを感じる環境づくり	24
2	子どもの心身ともに健やかな成長の支援	27
3	切れ目のない多様な子育て支援の質・量の拡充	30
4	社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくり	32
5	子どもの貧困対策	35

第5章 量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域	36
2	子ども・子育て支援給付	36
3	地域子ども・子育て支援事業	39

第6章 計画の推進体制

1	住民参画の推進	44
2	地域組織との連携強化	44
3	行政各部門との連携	44
4	計画の点検体制	45

資料編

1	長洲町子ども・子育て会議条例	46
2	長洲町子ども・子育て会議委員名簿	47
3	計画策定の経緯	48
4	就学前児童／小学校児童ニーズ調査結果の概要	49
5	子どもの生活状況調査結果の概要	72

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨



わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大などを背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などが総合的に推進されてきました。

子育てや暮らしのあり方も多様化していくなか、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が問題となっています。そのため国では、幼児教育・保育の無償化、働き方改革などとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を図り、さらに、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」などを策定し、保育などの受け皿確保のための政策を推進しています。

長洲町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「長洲町子育て支援プラン」を、平成17年度から平成21年度までの「長洲町次世代育成支援行動計画・前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「長洲町次世代育成支援行動計画・後期計画」として策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。さらに、「子ども・子育て支援法」の制定ならびに改正「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの「長洲町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づき、長洲町における子育て支援のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この計画期間が満了するにあたり、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化、これまでの取組を踏まえ、子ども・子育て支援を一層推進することを目指し、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定しました。

■近年の子ども・子育てに関する法律や制度などの動向

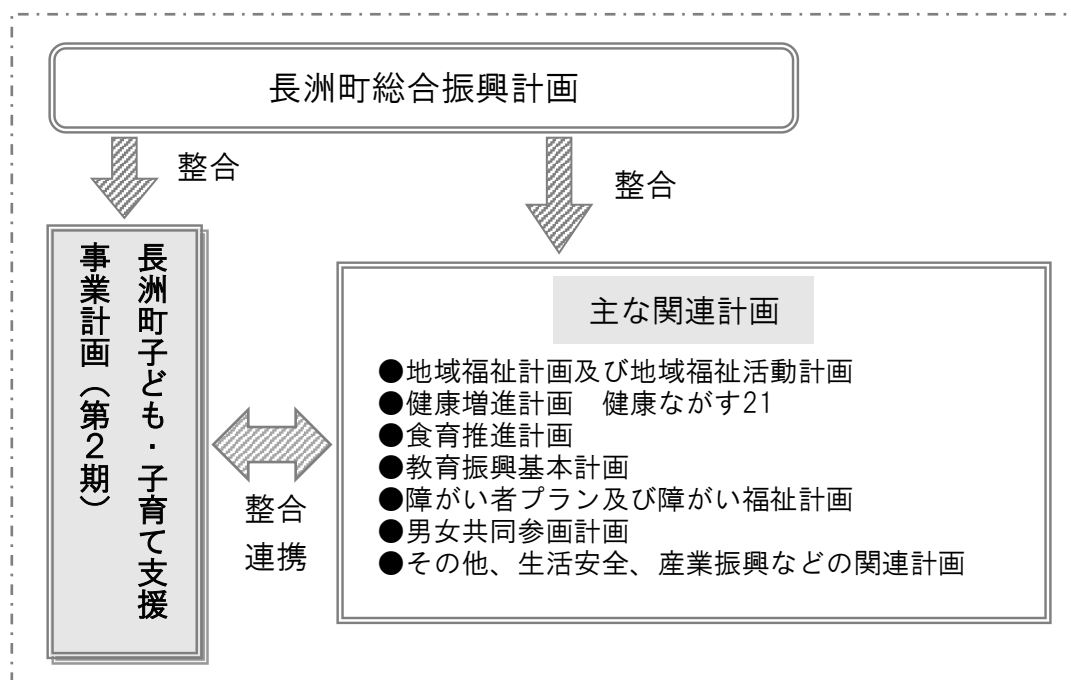
	法律・制度など	内容
平成27年	保育士確保プラン	待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに6.9万人の保育士を確保。
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
	次世代育成支援対策推進法	令和7年(平成37年)3月末までの時限立法に延長。
平成28年	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成29年	子育て安心プラン	令和2年度(平成32年度)末までに全国の待機児童を解消。待機児童ゼロを維持しつつ令和4年度(平成34年度)末までに女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	学習指導要領改訂	平成30年度から幼稚園、令和2年度(平成32年度)から小学校で完全実施。キーワードは「主体的・対話的な深い学び」。また、地域資源を活用した預かり保育の推進が明記されている。
	「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」とりまとめ	『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みを推進し、地域共生社会の実現に向けた工程を提示。
平成30年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消などの取組の支援。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度(平成35年度)末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
	子どもの未来応援国民運動	支援情報の発信や支援を行う団体と活動をサポートする企業などのマッチング、民間資金を活用した「子どもの未来応援基金」によるNPOなどに対する支援。
令和元年	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が成立。令和元年10月より、認可保育所や幼稚園、認定こども園などの利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。

また、本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村による貧困対策推進計画」を念頭に、同法の主旨を踏まえた事項についても盛り込むものとします。

さらに、本計画は、上位計画である「長洲町総合振興計画」との整合を図るとともに、「長洲町地域福祉計画及び長洲町地域福祉活動計画」などの関連計画との整合と連携を図るものとします。



3 計画の期間



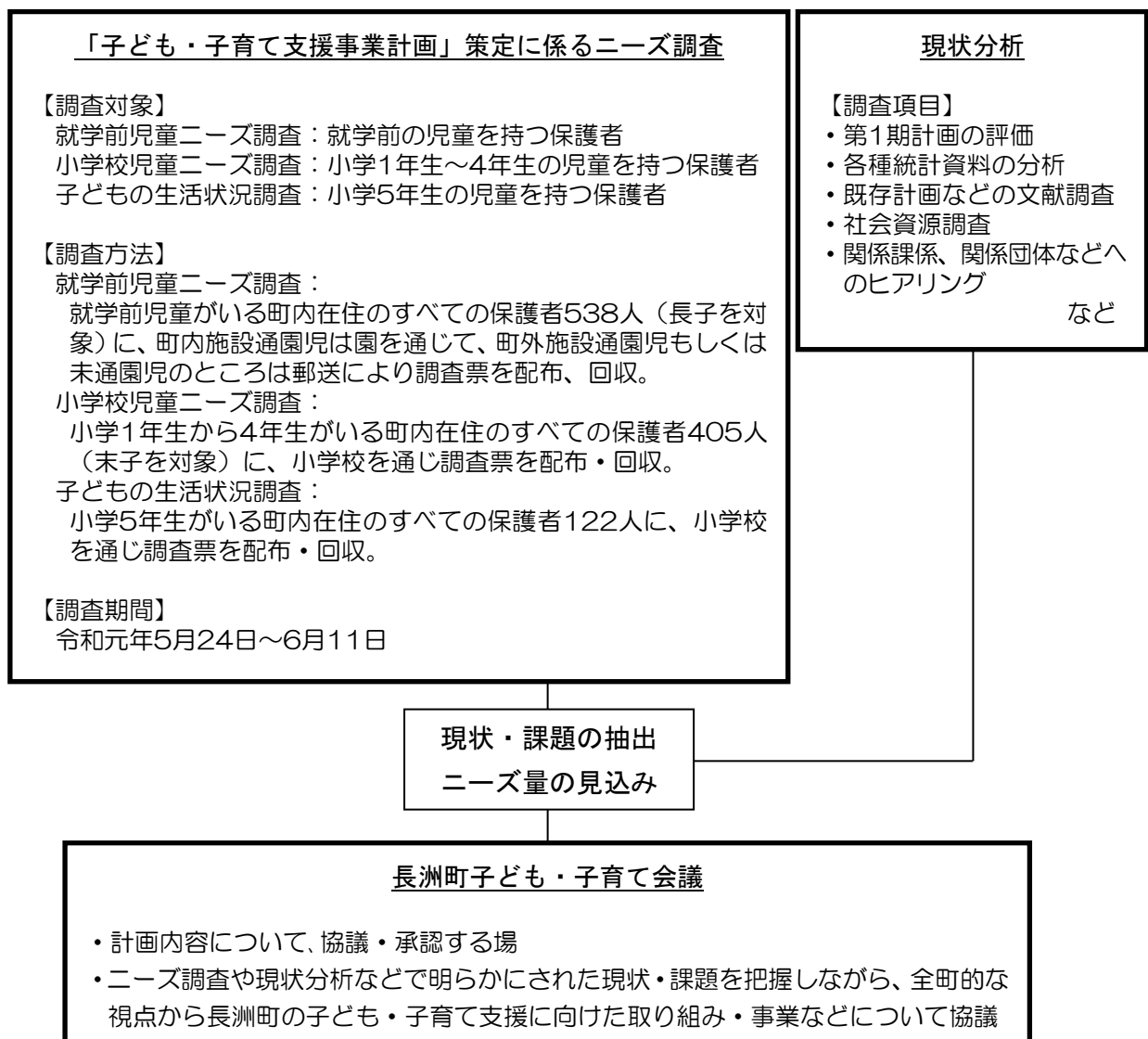
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年 度	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
	第1期		長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）						
						評価・見直し		次期計画	

4 計画策定の方法



「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などにあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置するよう努めることとされています。本計画の策定や進行管理のために長洲町では、「長洲町子ども・子育て会議」を設置しています。

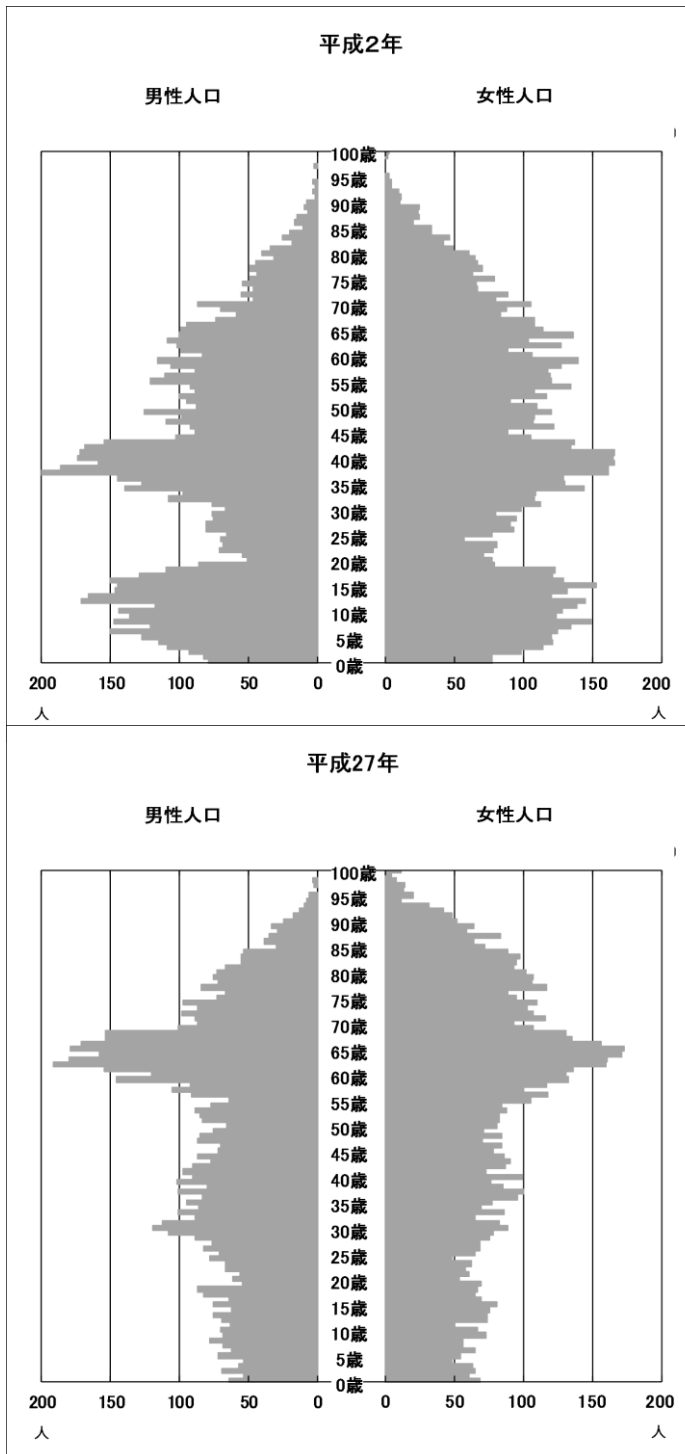


第2章 子どもや子育てを取り巻く状況



1 人口と世帯の状況

(1) 人口構成の推移



平成2年の長洲町の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)の第1次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。

平成27年の長洲町の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代後半となって、その多くがそのまま定住している様子がうかがえます。そのため、高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)が一段と高まり、高齢化が急速に進行することになります。

一方、「団塊の世代」の子どもにあたる年代は30歳代後半から40歳代になりますが、平成2年当時の10歳代の年齢層よりも大きく縮小していることから、その多くが転出したといえます。

さらに、この年齢層は子育て世代にあたることから、子どもの年齢層の人口も少なくなり、少子化が進行しています。

資料：国勢調査

（２）年齢3区分別人口構成の推移

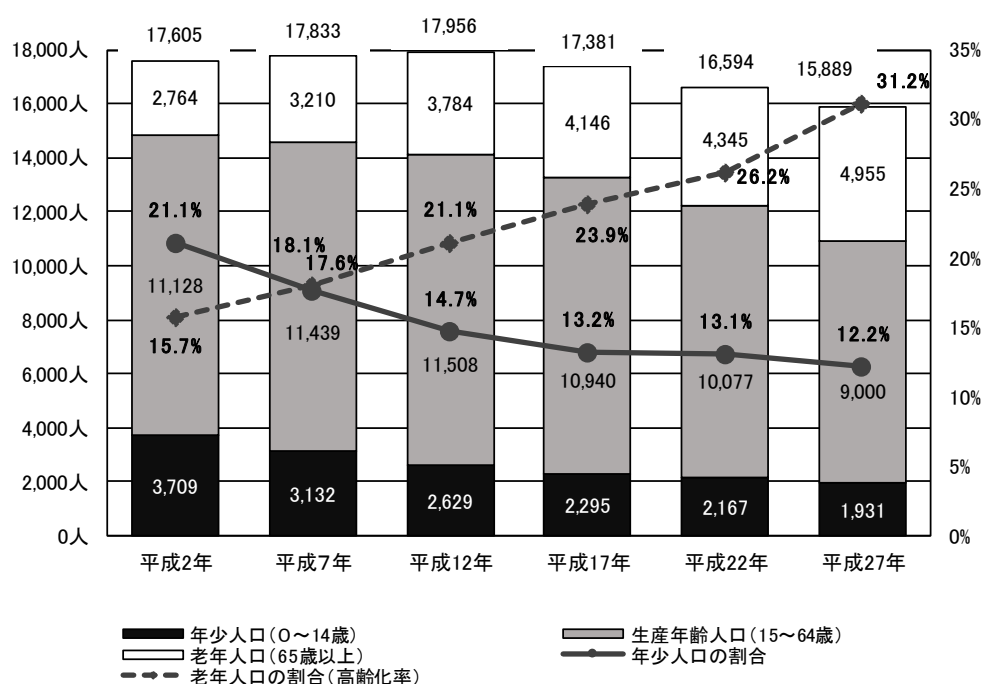
長洲町の総人口は減少傾向にあり、平成2年の17,605人から平成27年には15,889人となり、25年間で1,716人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年には3,709人であったものが、平成27年には1,931人まで減少しました。年少人口の総人口に占める割合は、平成2年には21.1%であったものが、平成27年には12.2%まで減少しました。また、子どもを産み育てる世代にあたる生産年齢人口（15～64歳）も、平成2年には11,128人であったものが、平成27年には9,000人まで減少しました。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成2年には2,764人であったものが、平成27年には4,955人まで増加しました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には15.7%であったものが、平成27年には31.2%まで増加しました。

急速に少子高齢化が進行しています。

＜年齢3区分別人口構成の推移＞



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	17,605	17,833	17,956	17,381	16,594	15,889
年少人口 (0歳～14歳)	3,709 21.1%	3,132 17.6%	2,629 14.7%	2,295 13.2%	2,167 13.1%	1,931 12.2%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	11,128 63.2%	11,439 64.3%	11,508 64.2%	10,940 62.9%	10,077 60.7%	9,000 56.7%
老年人口 (65歳以上)	2,764 15.7%	3,210 18.1%	3,784 21.1%	4,146 23.9%	4,345 26.2%	4,955 31.2%

資料：国勢調査

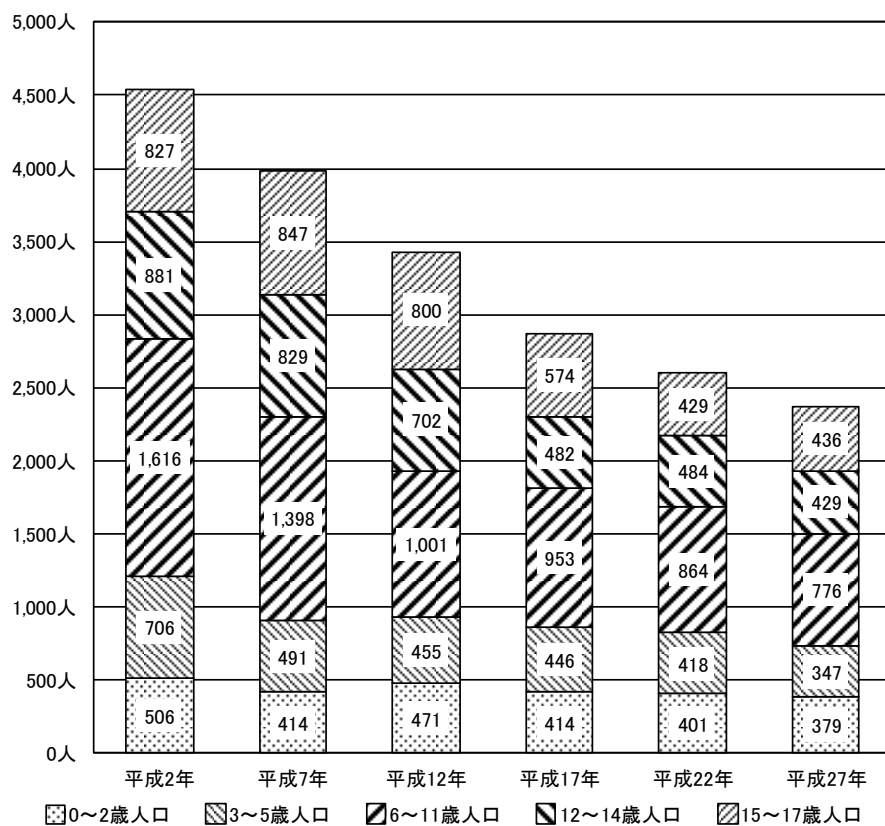
※総人口は年齢不詳を含む。％は、総人口から年齢不詳を除いて算出。

(3) 子ども人口構成の推移

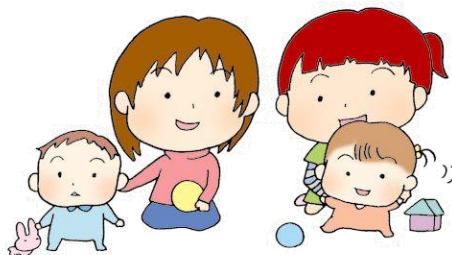
長洲町の子ども人口について、3歳未満児（0～2歳人口）、3歳以上児（3～5歳人口）、小学生（6～11歳人口）、中学生（12～14歳人口）、高校生の年代（15～17歳人口）に区分し、その推移をみると、すべての区分において、平成2年から平成27年の25年間に、大きく減少しました。特に3歳以上児、小学生、中学生は、平成2年のそれぞれの人口から、平成27年には平成2年の半数程度まで減少しました。

一方、3歳未満児については、平成2年に506人であったものが、平成27年には379人まで減少しましたが、約25%の減少に留まりました。

＜子ども人口構成の推移＞



資料：国勢調査



（４）出生数の推移

長洲町の1年間（4月1日～3月31日）に生まれた子どもの数である出生数は、平成21年度から平成30年度の過去10年間、大きな増加もしくは減少の傾向はみられず、137人から122人の間で推移しました。

＜出生数の推移＞

単位：人

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
出生数	135	130	122	127	137	131	137	123	124	123

資料：住民環境課

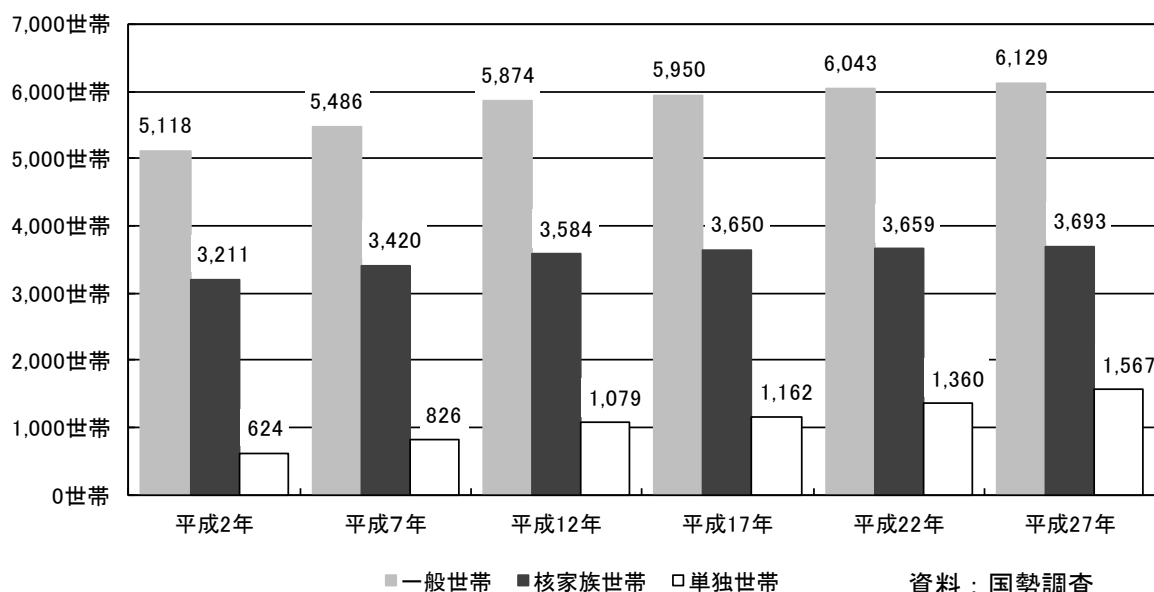
（５）世帯構成の推移

長洲町の一般世帯は、増加傾向にあり、平成2年に5,118世帯であったものが、25年後の平成27年には6,129世帯となり、1,011世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）は、平成2年に3,211世帯であったものが、平成27年には3,693世帯となり、25年間で482世帯増加しました。一般世帯に占める割合は、大きな変化はなく、おおむね6割の世帯が核家族世帯でした。

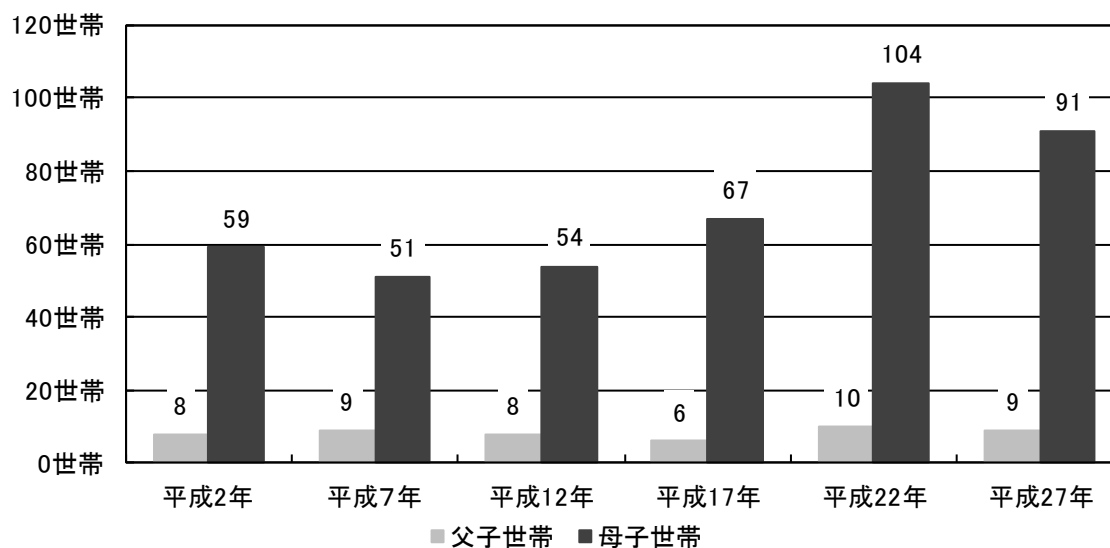
単独世帯（ひとり暮らしの世帯）は、平成2年に624世帯であったものが、平成27年には1,567世帯となり、25年間で943世帯増加しました。一般世帯に占める割合でも、平成2年の12.2%から、平成27年には25.6%まで増加しました。単独世帯の増加の背景には、ひとり暮らし高齢者の増加が挙げられます。

＜世帯構成の推移＞



父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、母子世帯が平成7年以降、増加傾向にあり、平成7年の51世帯から平成22年には104世帯となりましたが、平成27年には91世帯まで減少しました。

＜ひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査

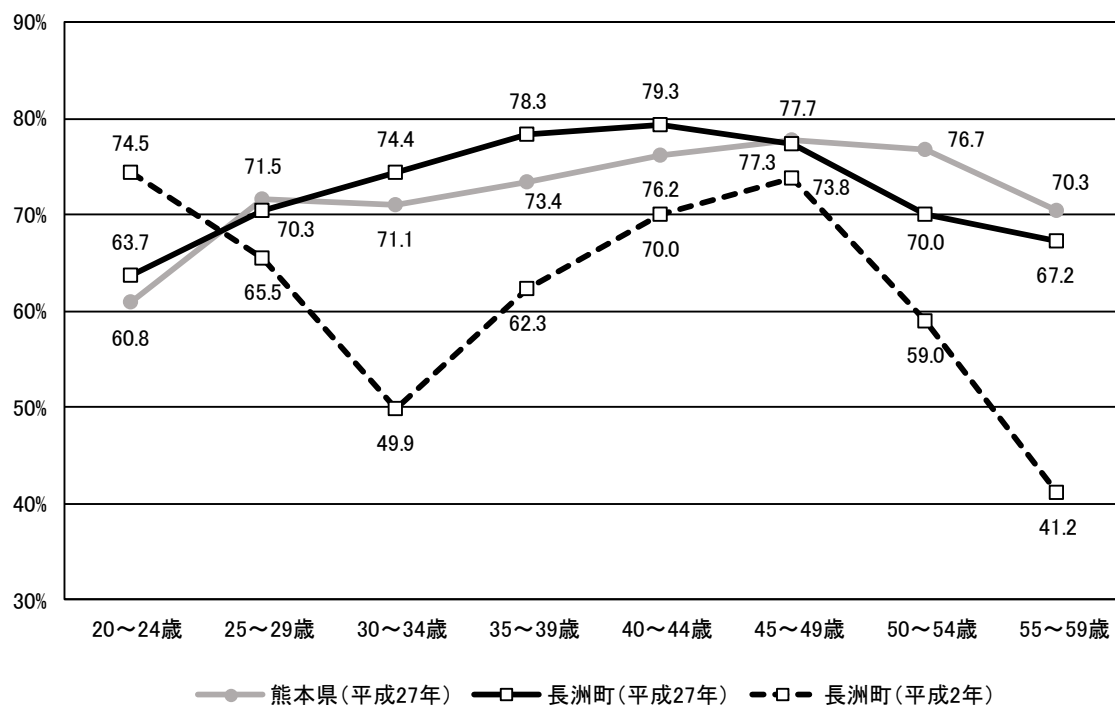


2 就労の状況



女性の年齢別就業率の推移をみると、平成2年においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、平成27年には「M字カーブ」とはなっておらず、また、年齢を重ねるごとに就業率は増加しました。さらに、平成27年の女性の就業率は、特に30歳代において、平成2年の就業率を大きく上回っていました。この背景には、未婚率の上昇や、未婚既婚に関わらず、女性の社会進出が大きく進んだことが挙げられます。同時に、長らく続いた景気の悪化により、出産後の早期に復職せざるを得ない経済的状況も大きな背景として挙げられます。

＜女性の年齢別就業率の推移＞



資料：国勢調査



3 教育・保育施設および小中学校の状況



(1) 教育・保育施設の状況

令和元年度現在、長洲町内には、子ども・子育て支援法に定める教育・保育施設として、2か所の保育所（園）と2か所の認定こども園があります。

平成30年度より、長洲幼稚園と長洲保育所が合併し、長洲しおかぜこども園（認定こども園）として、また、ひまわり幼稚園は認定こども園に移行し、運営を開始しました。

<教育・保育施設の状況>

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
私立 長洲幼稚園 【幼稚園】	定員	240	240	240	－	－
	在園児数	75	77	82	－	－
	内、町民	69	67	75	－	－
私立 ひまわり幼稚園 【幼稚園】	定員	120	120	120	－	－
	在園児数	131	120	126	－	－
	内、町民	61	53	53	－	－
私立 長洲保育所 【保育所（園）】	定員	120	120	120	－	－
	在園児数	106	119	132	－	－
	内、町民	101	110	119	－	－
公立 六栄保育所 【保育所（園）】	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	104	104	97	96	95
	内、町民	101	98	96	95	94
私立 ひまわり幼稚園 【認定こども園】	定員	－	－	－	120	120
	在園児数	－	－	－	127	123
	内、町民	－	－	－	50	52
私立 長洲こどもの海保育園 【保育所（園）】	定員	165	165	165	165	165
	在園児数	151	174	186	192	196
	内、町民	138	160	176	186	194
私立 長洲しおかぜこども園 【認定こども園】	定員	－	－	－	200	200
	在園児数	－	－	－	220	209
	内、町民	－	－	－	198	198
合計【在園児数】	定員	735	735	735	575	575
	在園児数	567	594	623	635	623
	内、町民	470	488	519	529	538

資料：子育て支援課・学校教育課（毎年5月1日現在）

(2) 小中学校の状況

令和元年度現在、長洲町内には、4か所の町立小学校と2か所の町立中学校があります。

<小学校の状況>

単位：人、学級

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
六栄小学校	学級数	11	10	11	11	11
	児童数	227	227	232	234	236
腹赤小学校	学級数	9	9	8	8	8
	児童数	198	198	197	191	191
長洲小学校	学級数	12	12	10	10	9
	児童数	263	262	251	236	225
清里小学校	学級数	7	7	7	8	8
	児童数	86	81	82	95	105
合 計	学級数	39	38	36	37	36
	児童数	774	768	762	756	757

資料：学校基本調査（毎年5月1日現在）

<中学校の状況>

単位：人、学級

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
腹栄中学校	学級数	8	8	8	8	8
	生徒数	216	213	197	184	185
長洲中学校	学級数	7	7	7	8	8
	生徒数	182	175	164	166	169
合 計	学級数	15	15	15	16	16
	生徒数	398	388	361	350	354

資料：学校基本調査（毎年5月1日現在）

4 子育て家庭の経済的な状況

(1) 生活保護世帯・児童扶養手当受給者などの状況

生活保護の受給世帯数は、平成27年度から平成29年度の間、増加傾向にありましたが、平成29年度以降は、ほぼ横ばいで推移しました。

義務教育に伴って必要となる学用品費、実験実習見学費、通学用品費および教科外活動費などの費用が支給される教育扶助を受給している世帯は、令和元年度においては2世帯でした。

<生活保護受給世帯数・受給者数の推移>

単位：世帯、人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給世帯数	75	79	81	79	80
受給者数	111	109	113	107	105

資料：福祉保健介護課（各年度5月分）

<生活保護受給世帯数・受給者数の種類>

単位：世帯、人

	総数	生活扶助	医療扶助	教育扶助	住宅扶助	介護扶助	その他
受給世帯数	80	67	68	2	48	17	4
受給者数	105	89	83	3	64	17	5

資料：福祉保健介護課（令和元年度5月分）

父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される児童扶養手当の受給者数（児童数）については、平成27年度の302人から平成30年度には246人まで減少しましたが、令和元年度には増加に転じ、261人となりました。

<児童扶養手当受給者数の推移>

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	302	287	258	246	261

資料：子育て支援課（各年度8月1日現在）

母子・父子家庭の親子や、父母がいない児童の健康を保ち生活の安定を図るため、医療費でかかった一部負担金の一部が助成されるひとり親家庭等医療費制度について、0歳児～中学3年生までは子ども医療費助成があり、そちらを利用するため、高校生のみの受給者数をみると、平成27年度以降減少傾向にあり、平成27年度の75人から令和元年度には59人となりました。

＜ひとり親家庭等医療費受給者数の推移＞

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	75	73	69	61	59

資料：子育て支援課（各年度8月1日現在）

0歳児～中学3年生までは子ども医療費助成があるため、上記受給者数は高校生のみ

（2）就学援助受給者の状況

子どもの小中学校への就学にあたり、経済的な理由で教育費を負担することが困難な人に、教育費の一部を援助する就学援助制度について、要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者）は、平成29年度以降減少傾向にあり、平成29年度の9人から令和元年度には3人となりました。準要保護者（市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）は、平成30年度、上昇に転じるものの、平成27年度以降減少傾向にあり、平成27年度の122人から令和元年度には102人となりました。

＜要保護者の受給者数の推移＞

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	3	2	3	1	0
中学校	3	3	6	5	3
合計	6	5	9	6	3

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

＜準要保護者の受給者数の推移＞

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	74	72	70	76	61
中学校	48	44	37	45	41
合計	122	116	107	121	102

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価



本計画の策定にあたって、「長洲町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度3月）」（第1期計画）の実施状況について評価を行いました。

※評価の基準（達成度）

①：達成した ②：おおむね達成した ③：多少取り組んだ ④：取り組まなかった

	事業・取り組み・活動の名称	取り組んだ内容	達成度
基本目標① 子育てに喜びと生きがいを感じる環境づくり	思春期からの父性・母性の育成	小学生は、総合的な学習の時間を通して町内保育所（園）などを訪問し、幼児との交流を図った。中学生は、キャリア教育における職場体験の一環として保育体験を実施し、思春期からの父性や母性の醸成を図った。 中学校2校において、九州看護福祉大学、はぐくみ館と連携し、毎年、思春期教室を実施した。	①
	小中学校における食育の推進	食育に関する授業のほか、児童生徒や保護者を対象とした食育に関する家庭教育講演会を実施した。また、毎年2月6日の「海苔の日」にあわせ熊本北部漁業協同組合より寄贈された海苔を学校給食に提供した。	①
	就学前教育機関との連携の確保	中学校校区単位の幼保小中連携連絡会における情報交換、相互の授業参観や研修の受け入れなどを行った。また、共通実践事項の確認を行うため、毎年「育ちのものさし」を作成し、児童生徒の実態に応じた確かな指導への連携を図った。	①
	家庭教育支援事業	町内保育所（園）および小中学校などにおいて、家庭教育子育て講座または講演会を毎年開催するとともに、保育参観や授業参観・小学校体験入学時には「親の学び」講座を開催し、家庭の教育力の向上を図った。また、町内認可保育施設などの職員や教職員・PTAを対象とした「親の学び進行役講座」を開催し、各グループでも「親の学び」を開催できるような体制づくりを行った。さらに町PTA連合会と協力してPTA主催の家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力の向上を図った。	②
	交通安全教育推進事業	町内保育所（園）などに通う児童を対象とした交通教室や、町内すべての小中学校で、自転車教室を実施した。また、年度初めのタッチ運動、春・秋の交通安全運動期間中における街頭指導・広報活動、毎月の街頭指導の他、令和元年より横断歩道における歩行者優先の街頭指導を毎月実施した。	①
	県が行う事業との連携	児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別に支援が必要な子どもに対する施策の充実など、熊本県が行う施策について、本町の実情に応じ、関係機関と連携を図りながら実施した。	①

	事業・取り組み・活動の名称	取り組んだ内容	達成度
基本目標② 子どもの心身ともに健やかな成長を支援する	地域住民との交流及び保護者交流	近隣の介護施設などの訪問での高齢者との交流や、民生委員をはじめ日頃お世話になっている地域の方々を保育所（園）行事に招いての交流を行った。	①
	子育てにおける相談事業	平成29年4月、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、「子育て世代総合支援センター『はぐくみ館』」（母子保健型）を開設し、発達相談、不登校、虐待などの相談を受け、関係機関と連携した体制を整えてきた。保健センターで母子手帳交付や乳幼児健康診査を行った際に保健指導を実施した。発育などの保護者の相談は保健センターで月に2回程度相談できる場を設け、その他の時間でも適宜受け付けた。保護者や子どもの状況に応じて、はぐくみ館や保育所（園）などとも連携を図り、臨床心理士面談や就園児の巡回を行い、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援した。	①
	保育事業	町立公立保育所1カ所、私立保育園1カ所および認定こども園2カ所において保育を必要とする児童の保育を実施した。また、家庭と仕事の両立を図るべく町内すべての施設において延長保育を、保育所（園）において一時預かりを実施した。	②
	子育てに関する情報提供	毎日の子どもの送迎の際での子どもの様子のやり取りや連絡帳、園だよりでの情報発信、保育参観や保護者研修会での子育てに関するノウハウや親子の触れ合いの大切さを啓発した。	①
	保育所民営化	平成25年度から町立保育所の民営化が始まった。残る1カ所の町立保育所の民営化も、令和元年度において町職員の定員適正化や財政状況を見極めながら推進した。	①
	保育人材の育成	県や郡、町の保育士の研修会への参加や園内研修で職員の資質向上に努めた。	①
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を対象とし、母子保健推進員による家庭訪問を実施した。子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みの相談や、子育て支援に関する必要な情報提供を行った。支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることに努めた。	①
	養育支援訪問事業	平成29年度から、養育支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師などが家庭に訪問し養育に関する指導助言を行った。	①
	母子健康手帳の交付	妊婦との関わりを持つ最初のきっかけである母子健康手帳交付の場を活用し、妊婦への保健・栄養・歯科指導を実施した。妊娠をきっかけに健康意識が高まった妊婦に対して、妊娠中の生活や食事に加え、お腹の中の赤ちゃんに関する指導を行うことで、低出生体重児の予防や将来の生活習慣病の予防に繋がるよう努めた。	①

	事業・取り組み・活動の名称	取り組んだ内容	達成度
基本目標② 子どもの心身ともに健やかな成長を支援する	妊婦健康診査	母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査受診券（14回分）を発行した。その際、妊娠中の健康管理を目的とした受診の必要性を周知した。また、健康診査の結果に基づいた保健指導を実施することで、妊娠高血圧症候群や他の生活習慣病の予防を目指した。	①
	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査は、子どもの発育や発達の状態を明らかにすることで、それぞれの状況に合わせた保健指導を行った。疾患や障がいなどを早期に発見し、早期に治療や療育のサポートを行うことで、その後の子どもの発達をフォロー出来るよう努めた。また、生活リズムや食事、むし歯などの指導や、母子関係の構築に繋がるような支援も行った。言葉やコミュニケーションの発達などへの課題がある子どもについては、臨床心理士などの専門職による対応なども行った。	①
	予防接種事業	定期予防接種費の全額を町で負担。家庭訪問や乳幼児健康診査時に、予防接種ガイドラインや育児書を配布し、予防接種の目的・開始時期・同時接種などについて説明を行った。また、接種勧奨については広報や愛情ねっとを活用した。平成30年7月から導入した母子手帳アプリでは、保護者自身が予防接種を管理するための支援を行った。任意接種は、ロタウイルスワクチンとおたふくかぜ、季節性インフルエンザの費用助成を行い、申請件数はいずれも増加傾向であった。	②
	歯科保健事業	町内保育所（園）などではフッ化物塗布を行い、年長児から中学生まではフッ化物洗口、歯科指導を行った。母子手帳交付、乳幼児健康診査時は歯科指導も実施し、生涯にわたる歯の健康を保持するための啓発に努めた。	②
	医療費の助成	平成27年4月から子ども医療費助成の対象を中学校3年生までに拡充した。さらに平成31年1月から現物給付の範囲を、大牟田市とみやま市（旧高田町）までに拡大した。	①
	小児救急医療体制の整備	玉名郡市医師会による日曜・祝日の在宅当番医ならびに小児救急夜間診療により医療体制を整え、交代で診療することにより急病の場合でも安心して診療を受けることができるように努めた。	①

	事業・取り組み・活動の名称	取り組んだ内容	達成度
基本目標③ 切れ目のない多様な子育て支援の質・量の拡充	教育・保育事業	平成27年度からの利用定員増、平成28年度からの幼児英語教育の導入、保育士などの職員向け研修会開催など、量の拡充および教育・保育の質の向上を図った。	①
	利用者支援に関する事業（利用者支援）	平成29年4月に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、「子育て世代総合支援センター『はぐくみ館』（母子保健型）」を開設し子育てなどに関する多くの相談が寄せられた。	①
	時間外保育に関する事業	町内すべての保育所（園）・認定こども園において、19時までの延長保育を行った。	①
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	平成30年度より、「放課後児童健全育成事業」を教育委員会学校教育課に事業を移管し、「放課後子供教室」と一体的に事業運営を実施した。また、長洲ふるさと塾および長洲寺子屋学習塾を含めた4つの事業を「小学校放課後教室「フレンズ」推進事業」として統合した。	①
	子育て短期支援事業	本事業により、一時保護や養育困難などの事案への対応を行った。	③
	地域子育て支援拠点事業	にこにこサロン、ごきげんタイム、英語教育など親子交流事業のメニューを盛り込みながら事業を行った。	①
	一時預かり事業	ニーズなどを受け、平成29年度から実施施設を1箇所増やし、受け入れ体制を整えた。	①
	病児病後児保育事業	保護者の子育てと就業の両立を支援するために近隣の2ヶ所に委託した。	②
	子育て援助活動支援事業	協力会員を増やすため、荒尾市で開催された研修会に参加し会員を増やした。また、区内回覧による普及啓発に努めた。	③
基本目標④ 社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域づくり	ちびっこ広場整備事業	年1回の遊具点検を実施し、緊急度が高い順に、補修などを実施した。補修などが不可能な場合は、撤去を行った。除草作業なども定期で実施した。	①
	児童館事業	児童館クラブ活動や体験活動、世代間交流事業、児童館まつり、学童の出前講座などさまざまな活動に取り組んだ。	②
	子育てサークル活動への支援	子育て支援センターに来館する親子を中心に、センター行事に参加することで、サークル活動と同様の役割を果たした。	④
	放課後子供教室推進事業	すべての小学校区において、学校の余裕教室を活用し、協働活動支援員（放課後コーディネーター）のコーディネートのもと、「放課後児童クラブ」と一体的な事業運営を実施した。また、長洲ふるさと塾および長洲寺子屋学習塾を含めた4つの事業を「小学校放課後教室「フレンズ」推進事業」として統合した。	①
	青少年問題に係る関係団体との交流（青少年問題協議会、青少年育成町民会議、荒尾地区防犯協会連合会等）	青少年問題協議会を年2回開催し、管内防犯情勢についての情報交換をはじめ、学校、警察、町PTAなどと少年の生活実態などの現状についての情報交換を行った。	①
	保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ態勢の整備	町内保育所（園）や放課後児童健全育成事業において、障がい児などの受け入れ体制の強化に向け、職員の加配などを行った。	②

	事業・取り組み・活動の名称	取り組んだ内容	達成度
基本目標④ 社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくり	子育て支援関係機関との連携	各中学校校区で子どもの基本的な生活習慣の育成や幼・保・小・中の円滑な接続の推進に向けた連携会議を行った。関係機関とのネットワークを構築し情報共有を図り、児童生徒の持てる力を高めるために、的確かつ具体的な指導や積極的な支援ができるよう取り組んだ。	①
	利用者負担等の軽減	第2子の保育料減額（半額）や第3子の保育料免除・寡婦世帯や生活保護世帯に対する利用者負担、実費徴収負担の軽減を行った。	①
	長洲町虐待防止等対策連絡協議会	代表者会を毎年1回開催し、虐待関係の研修会を兼ね、関係機関との協議を行った。	①
	ケース検討会・訪問事業	虐待ケースに対応するため、訪問やケース会議を開催し、関係機関との情報共有や対応について検討を行った。	②
	ひとり親家庭等支援	ひとり親家庭などの就労支援としての情報提供や医療費助成による経済的支援を行った。	①
	保育所入所の際の配慮	保護者の子育てと就業の両立を支援するため入所申込みの際、十分な聞き取りを実施し、保護者の住所、就労地、就労形態、希望施設などを配慮した入所施設の選定に努めた。	①
	母子自立支援プログラムの推進	母子自立支援として、子どもの就学に必要な資金を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付を行った。	②
	保育所等巡回相談事業	町内保育所（園）などへの臨床心理士による巡回相談を行い、児童の発達相談についての保護者面談や、保育士への対応助言などを行い、必要に応じて療育や病院受診へのつなぎを行った。	①
	障がい児通所事業を通じた保護者に対する育児相談・支援の推進	各年代において、臨床心理士やNPO法人による巡回相談などを実施するとともに、障がい児通所支援の利用が必要と思われる児童に対するケース会議などを関係機関で開催することでサポート体制の構築を図った。	②
	男女共同での子育て推進、企業に対する子育て支援の推進	町内企業および住民への男女共同参画に対する意識高揚を目的として、民間企業や関係機関より講師を招き、毎年講演会を開催した。また、ワークライフバランスや女性の能力活用など、男女が働きやすい職場づくりを積極的に進める町内事業所を「男女共同参画優良事業所」として認定し、広く周知することにより、男女共同参画の普及および推進を図った。	②

第3章 計画の基本理念と方向性



1 基本理念

(1) 基本的考え方

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との子ども・子育て支援の基本的な考え方を踏まえ、「長洲町総合振興計画」における町の将来像である「みんなの力で、夢・希望・活力・安全・安心のあるまち」を念頭において、「長洲町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）で掲げた将来像を継承し、子どもと子育て家庭の支援を推進していきます。

(2) 基本理念

本町の子どもたちが明るく希望に満ちた人生を実現し、子育て家庭が安心して子育てをし「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指して、基本理念を次のとおりとします。

親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち

長洲町で暮らすすべての人が、子育てに喜びや楽しみを感じられることを目指します。子育て世代が、地域と関わりを持ちながら安心して生み育てることができ、そこで育った子どもたちが、こころ豊かに、たくましく成長し、ふるさとを愛することができるような豊かなまちづくりを実現します。そのために、家庭、地域、社会の人々が、性別や年代を超えて、お互いに関わり合い、支え合い、育て合うことのできる子育て環境をつくります。



2 計画の方向性



「子どもの最善の利益」に向けて、『親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち』を実現するために、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めて、すべての子どもや子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障していきます。『親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち』を実現するために、次の5つの「基本目標」を掲げます。

基本目標1 子育てに喜びと生きがいを感じる環境づくり

地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、安心して出産し、子育て家庭が尊厳を持って子どもと向き合える環境を整えます。親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を行います。

基本目標2 子どもの心身ともに健やかな成長の支援

乳幼児期における愛情形成を基礎とした成長や他者への信頼感の形成、乳幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、発達に応じた適切な保護者との関わりや質の高い教育・保育の安定的な提供、充実した教育環境の整備によって、子どもの健やかな成長を支援していきます。

基本目標3 切れ目のない多様な子育て支援の質・量の拡充

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。その際には、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を図っていきます。

基本目標4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくり

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子育ての重要性に関心や理解を深め、地域社会においてそれぞれが協働し、性別や世代を超えて子どもと子育て家庭への支援を果たしていきます。

基本目標5 子どもの貧困対策

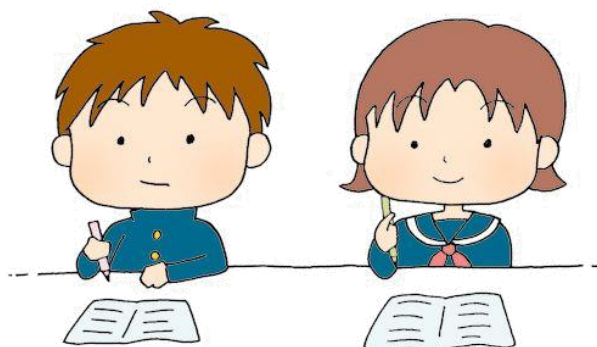
国や県との役割分担のもと、子どもやその家族と直接かかわりのある町として、子どもの貧困対策の推進に向けた必要な環境整備を進めていきます。

3 計画の施策体系



基本理念	基本目標	具体的な取り組み
親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち	1 子育てに喜びと生きがいを感じる環境づくり	① 思春期からの父性・母性の育成 ② 小中学校における食育の推進 ③ 家庭教育支援事業の充実 ④ 子育てに関する経済的負担の軽減 ⑤ 児童虐待防止対策の充実 ⑥ いじめ・不登校対策の充実 ⑦ 障がい児施策の充実 ⑧ 食物アレルギー対応の充実 ⑨ 男女共同参画の推進
	2 子どもの心身ともに健やかな成長の支援	① 子育てに関する情報提供 ② 子育てに関する相談支援 ③ 妊産婦の健康・産後支援 ④ 訪問指導・支援 ⑤ 乳幼児の健康 ⑥ 歯科保健事業 ⑦ 不妊治療への支援 ⑧ 在宅当番医および小児救急医療体制の整備 ⑨ ブックスタート・ウッドスタート事業 ⑩ 夢の教室事業
	3 切れ目のない多様な子育て支援の質・量の拡充	① 教育・保育の充実 ② 利用者支援事業 ③ 地域子育て支援拠点事業 ④ 一時預かり・延長保育に関する事業 ⑤ 病児・病後児保育事業 ⑥ ファミリー・サポート・センター事業 ⑦ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑧ 子育て短期支援事業 ⑨ 保育人材の確保

基本理念	基本目標	具体的な取り組み
親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち	4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくり	① 子育て家族の交流機会の充実 ② 地域住民との交流機会の充実 ③ 地域学校協働活動推進事業の推進 ④ コミュニティ・スクールの推進 ⑤ 小学校放課後教室「フレンズ」事業の推進 ⑥ 児童館事業の充実 ⑦ 子育て支援関係組織・団体との連携 ⑧ 交通安全教育推進事業 ⑨ 犯罪被害の防止・防災体制の整備 ⑩ 児童公園などの環境整備 ⑪ 総合型地域スポーツクラブの推進
	5 子どもの貧困対策	① 支援体制の構築と強化 ② 教育の支援 ③ 生活の支援 ④ 保護者に対する就労の支援 ⑤ 経済的支援





第4章 具体的な取り組み

1 子育てに喜びと生きがいを感じる環境づくり

①思春期からの父性・母性の育成

【担当課：住民環境課・子育て支援課・福祉保健介護課・学校教育課】

少子化により、乳幼児とのふれあう体験などが少なくなっているため、乳幼児とのふれあい体験を通して、乳幼児への理解や愛情を深め、母性や父性の醸成を図る必要があります。そのための機会として、保育園や認定こども園などの協力のもと、小学校における乳幼児との交流体験や、中学校における職場体験の一環としてのふれあい体験などを実施しており、今後も引き続き推進していきます。また、小中学生を対象に、学校などと連携し、子育てについて理解を深める講座などの開催に努めます。

思春期保健対策として、心身の成長や性に関する正しい知識の意識啓発を学級活動などで実施するとともに、性教育を含めた子どもの健康に関して学校保健と地域保健の連携を図りながら、父性・母性の育成に努め、健康に生涯を過ごすための基礎を培います。

さらに、親のみならず、子どもにとっても、生まれた時の喜びを感じる機会となるよう、普段手元に残らない出生届を思い出の形として残してもらう記念証の交付を行います。

②小中学校における食育の推進【担当課：福祉保健介護課・学校教育課】

学校教育活動全体を通して「食」に関する知識や「食」を選択する能力、望ましい食習慣を身に付けるため、家庭や地域の組織・団体と協力、連携し発育段階に応じた食に関する学習の機会ならびに情報提供に努めます。

③家庭教育支援事業の充実【担当課：生涯学習課】

家庭教育力の向上を目指し、保育園や認定こども園、小中学校において家庭教育子育て講座や家庭教育講演会などを実施します。

子どもの発達段階に応じて、家庭で大切にすべきことなどを参加体験型の学習スタイルで、子育てのコツを身近な話題から楽しく学ぶ「くまもと『親の学び』プログラム」について、進行役養成講座にPTAなどの参加を呼び掛け、講座で得た知識・技能を生かし、学級懇談会や学年行事において、各学年のPTA学級委員が自ら進行役として同プログラムの実践に積極的に取り組みます。また、保育参観や授業参観・小学校体験入学時には「親の学び」講座を開催し、家庭教育力の向上を図ります。

④子育てに関する経済的負担の軽減**【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課・学校教育課】**

出産育児一時金や児童手当などの支給、第2子の保育料減額（半額）や第3子の保育料免除などにより、出産や子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。また、児童扶養手当などの支給により、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減に努めます。

子ども医療費助成制度として、中学校3年生修了前までの子ども（15歳に達する年度末まで）の医療費自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、ひとり親家庭等医療費助成制度として、母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童、父母のない児童などが、病気やけがで病院などにかかったときの医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、高校生（18歳に達する年度末まで）の自己負担分の更なる軽減を検討します。

小中学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得状況などに応じて、学用品や給食費など、学校に必要な費用の一部を援助します。学校と連携を図りながら、保護者への制度の周知やプライバシーに配慮したきめ細かな対応を行うとともに、他自治体の動向を踏まえながら、就学援助の充実を図ります。

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園や認定こども園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業を実施します。

⑤児童虐待防止対策の充実【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課】

児童虐待の通告窓口として「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、地域に密着した相談の充実を図るとともに、児童相談所などの関係機関と連携を図りながら問題解決に当たります。また、要保護児童などに関する通告義務について啓発を行います。

要保護児童などに関する市民などからの情報提供や家庭内のDVによる子どもへの面前DVなどの多様化する相談内容に応じたきめ細かな支援につなぐため、情報の集約、早期対応に努めます。また、職員や関係者の資質向上ならびに連携を強化し、きめ細かな支援の充実を図ります。

要保護児童などの早期発見や適切な保護などを図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、関係機関との連携を深めながら、虐待の未然防止に努めます。また、要保護児童対策地域協議会において要保護児童などの情報を共有し、虐待の早期対応を図ります。

育児不安などにより、保護者の養育に継続的支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、相談、助言などによる養育の支援を行い、養育者の育児不安などの軽減を図るとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

⑥いじめ・不登校対策の充実

【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課・学校教育課】

平成28年3月に制定した長洲町いじめ防止条例に定める、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、いじめや不登校傾向の子どもへの早期対応に努め、学校、家庭、地域、関係機関の連携を図り、いじめや不登校の防止と早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。特に現在増加傾向にある不登校児童生徒については、「ほっとスペース『ウィング』」において、より良い生活習慣を身につけ、集団への適応力を伸ばし、基礎学力の定着を援助しながら、学校復帰を支援するための機能充実に努めます。

⑦障がい児施策の充実【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課・学校教育課】

障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう、臨床心理士や保健師などの専門家による保育園や認定こども園の巡回を行い、障がいの早期発見・早期対応への助言などを行うとともに、児童福祉法における児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援および障がいのある子どもが利用対象となる障害者総合支援法における障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努めます。また、特別児童扶養手当などについて情報提供を実施します。

障がいのある子どもの教育の充実に努めるため、小中学校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育支援員を配置し、学校における特別支援教育を推進します。

⑧食物アレルギー対応の充実【担当課：子育て支援課・学校教育課】

児童生徒に対してアレルギー調査を実施するとともに、給食で使用する食材の食品成分の情報を提供します。また、荒尾市と共同整備を進めている新学校給食センターにおいては、食物アレルギー対応食の専用調理室を設け、食物アレルギー対応の更なる充実に努めます。

保育園や認定こども園ならびに小中学校において給食に係る職員に対し、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会などを開催します。

⑨男女共同参画の推進【担当課：総務課】

男女が責任を分かち合い、よきパートナーとしてお互いに尊重しあえる男女共同参画社会の実現に向け、広報や講演会などの開催による普及啓発により住民の意識高揚を図ります。仕事・家庭・地域生活など、男性も女性も自らの意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向け、行政自らが手本となり、女性職員の管理職登用の推進、男性の家庭への参画に向けた育児休業取得推進、地域活動への積極的な参画の推進に努めます。また、ワークライフバランスや女性の能力活用など、男女が働きやすい職場づくりを積極的に進める町内事業所を「男女共同参画優良事業所」として認定し、広く周知することにより、男女共同参画の普及および推進を図ります。

2 子どもの心身ともに健やかな成長の支援

①子育てに関する情報提供【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課】

子育て世帯に広く情報が行き渡るよう、より効果的な情報発信方法を検討していくとともに、子育て世代の生活スタイルが変化していること、情報源ならびに情報の取得方法が多様化していることなどを踏まえ、「広報ながす」をはじめ、「長洲町ホームページ」や情報配信メール「愛情ねっと」などの多様なメディアを活用して情報発信を行います。

妊産婦や子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、また、育児情報などの配信や動画で育児のヒントを閲覧できるなどの機能により子育てを支援する「ながす母子手帳アプリ『すこやかDiary』」の普及に努めます。

子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援リーフレットについて、最新の情報を提供することができるよう、常に見直しを行います。また、必要に応じて、外国語版リーフレットの作成を検討します。

②子育てに関する相談支援【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課】

子育てに関する相談や健康相談、あかちゃんひろば（育児学級）、すこやかひろば（育児相談）の開催を通して、保健センター「すこやか館」の機能強化と充実を図ります。また、日常的に相談しやすい関係性の構築に努めます。

子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」において、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。妊娠期からの心配や不安などの相談や子育てのさまざまな支援を行う相談員として保健師・助産師・臨床心理士など専門職の配置により、妊婦相談、子育て相談、発達相談などを実施するとともに、関係機関と連携しながら、相談者にとって最適な選択の提案に努めます。また、「ペアレント・プログラム講座」を開催し、子育てを困難と感じる保護者への支援を行います。

「ほっとスペース『ウィング』」において、児童・生徒の引きこもり・不登校などに係る教育相談を、児童生徒本人だけでなく、保護者や学校の教職員からの悩みや相談についても子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」と連携しながら対応します。

身近な相談窓口としての役割を果たすため、子育て支援センター「にこにこ」ならびに保育園や認定こども園では、保護者への支援や、保護者同士のコミュニケーションの場の提供に努めます。

妊産婦や子育て中の親などが、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、良き相談相手となっている母子保健推進員の活動の充実を図ります。

③妊産婦の健康・産後支援【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課】

母子の健康の保持増進を目的として、母子健康手帳の交付時に、保健師などが妊婦への保健・栄養・歯科指導を実施するとともに、妊婦健康診査の受診票を発行し、健診の重要性についての周知徹底を図ります。

また、妊娠届出時からきめ細かな支援を行い、問題の早期解決に努めるとともに、継続的な関わりが必要な妊婦への家庭訪問や産科医との連携、マタニティー教室、産後ケア事業、産婦検診、民間事業者との包括連携協定などを通じた妊娠・出産に関する正しい知識の普及や生活指導を行い、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消、当事者同士の交流による心身の安定を図ります。

④訪問指導・支援【担当課：福祉保健介護課】

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問において、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導などを行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。支援が必要な家庭に対しては適切な母子保健指導や育児支援などを実施します。また、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

身体発育が未熟なまま出生した乳児については、家庭訪問し、必要な保健指導を行います。

⑤乳幼児の健康【担当課：福祉保健介護課】

各種の乳幼児健診や予防接種を行い、乳幼児の健康の確保に努めます。また、新生児聴覚検査の費用助成や3歳児健診における視力検査の充実を図り、疾病や異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、適切な療育を提供できるよう体制を整え、育児不安の軽減を図ります。

子どもの定期予防接種以外に、任意接種のおたふく、季節性インフルエンザの予防接種の費用助成を行い、発症予防・重症化予防に努めます。また、保護者自身が予防接種を管理できる「ながす母子手帳アプリ『すこやかDiary』」の啓発、予防接種の接種勧奨に努めます。

健康診査未受診児に対しては個別に保健師などが連絡し、連絡がとれないケースについては、個別訪問などにより、未受診者全員の早期把握に努め、不適切な育児や家族の育児不安などの解消に向け、早期対応に努めます。

⑥歯科保健事業【担当課：福祉保健介護課・学校教育課】

早産予防および妊婦の歯周疾患予防を目的とした妊婦歯周疾患検診の費用助成を実施するとともに、受診率の向上に努めます。

子どもの頃から歯を大切にするための習慣づくりとして「フッ化物洗口」や「フッ化物塗布」、歯科衛生士によるブラッシング指導に取り組みます。

⑦不妊治療への支援【担当課：福祉保健介護課】

不妊に悩む夫婦に対し、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩みなどについて相談できる体制整備に努めます。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るための一般不妊治療（人工受精）費用助成を実施するとともに、熊本県による助成事業などの情報提供を行います。

⑧在宅当番医および小児救急医療体制の整備【担当課：福祉保健介護課】

医師会による日曜・祝日の在宅当番医ならびに小児救急夜間診療により医療体制を整え、急病の場合でも安心して診療を受けることができる体制のより一層の充実を図ります。

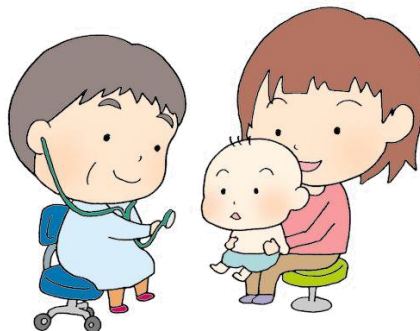
また、さまざまな機会を活用し、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、広報、ホームページ、リーフレットなどを活用し、小児医療に関するさまざまな情報を発信します。

⑨ブックスタート・ウッドスタート事業【担当課：まちづくり課・生涯学習課】

3か月児健診を受診する親子を対象に、絵本を通して心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、絵本などをプレゼントするブックスタート事業を実施します。また、「円形木琴」などの木のおもちゃをプレゼントすることで、子どもたちの健やかな成長を願い、乳幼児期から木に触れて遊ぶことを通じて心を育むウッドスタート事業を実施します。

⑩夢の教室事業【担当課：学校教育課】

小学5年生と中学2年生を対象に、スポーツ分野で活躍された選手を「夢先生」として講師に招き、夢や目標を持つことのすばらしさや努力することの大切さ、フェアプレー・助け合いの精神を児童生徒と触れ合いながら伝えていく「夢の教室」を実施します。



3 切れ目のない多様な子育て支援の質・量の拡充

①教育・保育の充実【担当課：子育て支援課】

保育園や認定こども園などの教育・保育施設における教育・保育活動について、保育教諭など向け研修会の開催や0歳児から5歳児までの全在園児を対象とした英語教育実施など、教育・保育の充実を通じた質の向上を図るとともに、乳幼児人口や施設の利用を希望する保護者の動向を注視しながら、量の確保に努めます。

また、小学校との交流などを通して、幼保小連携・接続の強化に努めます。

②利用者支援事業【担当課：子育て支援課】

子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。

③地域子育て支援拠点事業【担当課：子育て支援課】

子育て支援センター「にこにこ」において、未就学児親子が遊びなどを通して親子の交流の場を提供するとともに、親子行事や英語教室、育児相談、子育てに関する情報提供などを行い、子育て支援の充実を図ります。

④一時預かり・延長保育に関する事業【担当課：子育て支援課】

一時的に保育が困難な児童や、保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を軽減するため、保育園と認定こども園において一時預かりを実施します。また、認定こども園においては、通常の教育時間終了後に在園児を預かる、預かり保育を実施します。さらに、保育園と認定こども園において通常保育時間外の延長保育を実施します。

保護者の多様な就労形態に対応するため、今後も利用者のニーズに応じた事業の整備充実に努めます。

⑤病児・病後児保育事業【担当課：子育て支援課】

病気の治療や回復期のため、保育園や認定こども園などを利用することができない乳幼児から小学校3年生までを対象に、病児・病後児保育を実施します。

病児・病後児保育は、荒尾市と玉名市の2医療機関にて実施します。

⑥ファミリー・サポート・センター事業【担当課：子育て支援課】

「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が助け合い、子育てを行う会員組織であるファミリー・サポート・センターの活動を支援します。

育児の援助を受けたい人が、援助を受けたいときに受けられるとともに多様な依頼に対応するため、援助を行う人の増加を図り、支援体制の充実に努めます。

⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【担当課：学校教育課】

放課後帰宅しても保護者が就労などの理由で不在の留守家庭の小学1年生～6年生までの児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的に、各小学校の授業終了後から午後7時まで、学校の余裕教室や専用施設などを利用して、放課後児童クラブ（学童保育）を実施します。

今後も引き続き、新・放課後子ども総合プランの目標を見据え、放課後子供教室との一体的な運営に努めます。

⑧子育て短期支援事業【担当課：子育て支援課】

保護者の疾病などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などにおいて、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を実施します。また、より多くの利用ニーズに応えることができるよう、事業の周知に努めます。

⑨保育人材の確保【担当課：子育て支援課】

保育士などの人材不足への対応について、各施設の代表者との意見交換や保育士養成施設などとの連携を深め、人材の確保を図ります。また、保育士の業務負担の軽減を図るため、保育園・認定こども園におけるICT化の推進に向けた支援に努めます。



4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える地域づくり

①子育て家族の交流機会の充実【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課】

保健センター「すこやか館」での乳児を対象としたあかちゃんひろば（育児学級）、すこやかひろば（育児相談）について、母乳相談や育児相談ができる場を提供するとともに、皆で語り合うことなどを通じ、リフレッシュできる時間を提供します。

子育て支援センター「にこにこ」での仲間作りや子育て期の親子同士の交流の場としての子育てサロン（にこにこサロン）や親子教室などについて、子どもや家族にとってより身近なものとなるよう、プログラムの充実を図ります。

②地域住民との交流機会の充実【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課】

地域において子育て中の家族を支えるため、子ども同士、保護者同士がふれあえる場として、地域住民の協力と参加によって運営する子育てサロンや子育て支援サークルの育成や支援に努めます。

校区や行政区単位での異世代交流事業や食生活改善推進員の協力による親子クッキング教室など、子どもやその家族と地域の人たちとの交流の場や機会に対する支援に努めます。

保育園や認定こども園において、近隣の介護施設などの訪問での高齢者との交流や、民生委員をはじめ日頃お世話になっている地域の人たちを園行事に招き、交流を深めます。

③地域学校協働活動推進事業の推進【担当課：生涯学習課】

より多くの幅広い世代の地域住民、団体などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもの成長を軸にして自立した地域社会の基盤の構築・活性化を目指して、地域と学校が連携・協働した活動を推進することを目的に「地域学校協働活動推進事業」を推進します。

④コミュニティ・スクールの推進【担当課：生涯学習課】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、教育課題の解決や地域学校協働活動・地域貢献活動などに取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、地域とともにある学校づくりに努めます。また、学校と地域住民、保護者などとの信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善を進め、主体性を持った子どもの育成を目指します。

⑤小学校放課後教室「フレンズ」事業の推進【担当課：学校教育課】

小学生を対象に、放課後における安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む小学校放課後教室「フレンズ」事業を推進します。個々のプログラムにおいて、さまざまな特技や趣味を持つ地域住民を先生として招き、世代間交流を図りながら「ものづくり」や体験活動を通して、子ども達に生きていく力と豊かな心を育みます。また、自分の住んでいる地域をもっと好きになってもらうことを目的とした「長洲ふるさと塾」や学習の場の創出、学力向上を目的に、教員免許状取得者や塾講師経験者などが子どもたちへ学習活動の支援を行う「長洲寺子屋学習塾」などの充実を図ります。今後においても、「放課後子供教室」、「長洲ふるさと塾」、「長洲寺子屋学習塾」、「放課後児童クラブ」を一体的に推進します。

⑥児童館事業の充実【担当課：子育て支援課】

館内遊具などの充実を図るとともに、児童館クラブ活動や体験活動、世代間交流事業、児童館まつり、放課後児童クラブ（学童保育）などへの出前講座など、今後も幅広い年齢層の子どもたちが居場所として活用できるよう、事業の充実を図ります。

⑦子育て支援関係組織・団体との連携【担当課：子育て支援課・学校教育課】

子どもたちの育ちに関する情報交換を保育園・認定こども園・小中学校間で行い、未就学期から一貫した教育体制の構築に取り組みます。

子ども・子育て会議ならびに幼保小中連絡会や要保護児童対策地域協議会などにおいて、児童生徒に関する問題全般の情報の共有化を図ります。また、不登校や問題行動が懸念される児童、要保護児童に対しては、ケースごとに関係機関と連携して問題解決に当たります。

⑧交通安全教育推進事業【担当課：総務課】

定期的な安全教室、安全指導などを実施します。

保育園、認定こども園、小中学校における交通安全教育の充実を図るため、地域ボランティアなどの協力を得ながら、子どもたちの交通安全意識の高揚およびマナーの向上に取り組めます。

小中学校での自転車講習会を実施するとともに、県の講習会などを通して、自転車指導員としての養成・資質向上に取り組めます。さらに、交通安全運動期間中における交通安全推進隊員、交通安全協会支部会員、地域活動推進員による街頭指導を実施します。

⑨犯罪被害の防止・防災体制の整備【担当課：総務課・子育て支援課・学校教育課】

青少年問題協議会を開催し、管内防犯情勢についての情報交換をはじめ、学校、警察、町PTAなどと少年の生活実態などの現状についての情報交換を行います。

防犯パトロールの実施など、学校や地域・家庭が連携して、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯灯や防犯カメラの設置、民間事業者との長洲町見守りネットワーク事業による取り組みにより安全安心な町となるよう、取り組みを進めます。また、子どもたちがSNSを通じて犯罪に巻き込まれることのないよう、「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール」を周知し、適切な利用方法などについての啓発活動を関係機関や地域の組織・団体と連携を図りながら情報モラル教育の充実に努めます。

近年多発する自然災害などの災害時における避難所運営など、子育て家庭などのニーズに配慮した支援に向け、防災体制の整備に努めます。

⑩児童公園などの環境整備【担当課：子育て支援課・建設課】

児童公園などの既存施設の点検、整備を定期的に行い、安全性の確保を図るとともに、既設の公園遊具などの維持管理や除草作業などを行い、環境の整備に努めます。

⑪総合型地域スポーツクラブの推進【担当課：生涯学習課】

子どもから高齢者まですべての人々が「いつでも」「どこでも」「いつまでも」気軽にスポーツ活動ができるよう地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブ「長洲にここクラブ」ではさまざまな教室・大会などの開催をはじめ、平成28年度からは小学校運動部活動の社会体育移行の受け皿として活動し、幼児期からの心身の健全育成を図るため地域全体で支え合う体制づくりを推進します。



5 子どもの貧困対策

①支援体制の構築と強化【担当課：子育て支援課・学校教育課】

相対的な貧困による問題は外見的なところからだけでは気づきにくく、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあり、適切な支援に結び付かないことも多くあります。そのため、子どもの幸せな将来をつくるための支援体制について、関係機関の連携などにより構築・強化を図ります。

②教育の支援【担当課：子育て支援課・学校教育課】

育った環境により受けられる教育に差が出ないように、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないように、児童生徒の学力向上の促進やさまざまな体験機会の提供、平等な教育機会の提供を進めるとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないように、相談支援の充実を図ります。

子どもを取り巻く諸課題が多様化・複雑化するなかで、より地域実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働して子育て・教育支援を推進します。

③生活の支援【担当課：総務課・子育て支援課・福祉保健介護課・学校教育課】

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣を確立できるよう、生活習慣の改善に資する情報や子育てについての情報を提供します。

保護者の自立支援に向けた家計管理の支援や子どもの健やかな成長に向けての食育などを推進します。

④保護者に対する就労の支援【担当課：まちづくり課・子育て支援課】

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる情報を提供します。

⑤経済的支援【担当課：子育て支援課・福祉保健介護課・学校教育課】

ひとり親家庭や障がいのある人、生活が困窮している世帯などの生活を支援するため、また、生活困窮状態の改善のため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。



第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、長洲町全域を1区域として設定します。

2 子ども・子育て支援給付

■各年度における量の見込みと確保方策

		令和2年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
量の見込み①		92	299	162	64
				226	
確保方策	幼稚園	0			
	認定こども園（幼稚園部）	150			
	認定こども園（保育所部）		140	90	30
	保育園		105	65	20
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育事業（地域枠）		0	0	0
	合計 ②	150	245	155	50
				205	
確保方策 ― 量の見込み（②－①）		58	▲54	▲21	
広域利用	町民の町外施設利用者 ③	10	20	15	
	町外住民の町内施設利用者 ④	70	5	5	
需給バランス（②＋③－④－①）		▲2	▲39	▲11	
弾力運用分 ⑤		2	39	11	
需給バランス（②＋③＋⑤－④－①）		0	0	0	

		令和3年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
量の見込み①		87	284	163	62
				225	
確保方策	幼稚園	0			
	認定こども園（幼稚園部）	150			
	認定こども園（保育所部）		140	90	30
	保育園		105	65	20
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育事業（地域枠）		0	0	0
	合計 ②	150	245	155	50
				205	
確保方策－量の見込み（②－①）		63	▲39	▲20	
広域利用	町民の町外施設利用者 ③	10	20	15	
	町外住民の町内施設利用者 ④	70	5	5	
需給バランス（②＋③－④－①）		3	▲24	▲10	
弾力運用分 ⑤		0	24	10	
需給バランス（②＋③＋⑤－④－①）		3	0	0	

		令和4年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
量の見込み①		82	266	164	62
				226	
確保方策	幼稚園	0			
	認定こども園（幼稚園部）	150			
	認定こども園（保育所部）		140	90	30
	保育園		105	65	20
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育事業（地域枠）		0	0	0
	合計 ②	150	245	155	50
				205	
確保方策－量の見込み（②－①）		68	▲21	▲21	
広域利用	町民の町外施設利用者 ③	10	20	15	
	町外住民の町内施設利用者 ④	70	5	5	
需給バランス（②＋③－④－①）		8	▲6	▲11	
弾力運用分 ⑤		0	6	11	
需給バランス（②＋③＋⑤－④－①）		8	0	0	

		令和5年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
量の見込み①		83	269	161	60
				221	
確保方策	幼稚園	0			
	認定こども園（幼稚園部）	150			
	認定こども園（保育所部）		140	90	30
	保育園		105	65	20
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育事業（地域枠）			0	0
	合計 ②	150	245	155	50
				205	
確保方策－量の見込み（②－①）		67	▲24	▲16	
広域利用	町民の町外施設利用者 ③	10	20	15	
	町外住民の町内施設利用者 ④	70	5	5	
需給バランス（②＋③－④－①）		7	▲9	▲6	
弾力運用分 ⑤		0	9	6	
需給バランス（②＋③＋⑤－④－①）		7	0	0	

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
量の見込み①		83	271	158	60
				218	
確保方策	幼稚園	0			
	認定こども園（幼稚園部）	150			
	認定こども園（保育所部）		140	90	30
	保育園		105	65	20
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型保育事業（地域枠）		0	0	0
	合計 ②	150	245	155	50
				205	
確保方策－量の見込み（②－①）		67	▲26	▲13	
広域利用	町民の町外施設利用者 ③	10	20	15	
	町外住民の町内施設利用者 ④	70	5	5	
需給バランス（②＋③－④－①）		7	▲11	▲3	
弾力運用分 ⑤		0	11	3	
需給バランス（②＋③＋⑤－④－①）		7	0	0	

3 地域子ども・子育て支援事業



(1) 利用者支援事業

子どもおよびその保護者などの身近な場所で、教育・保育、保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」】

実施か所数

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0	0	1	1	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【子育て支援センター「にこにこ」】

 実施か所数【上段】
 延利用者数（人回／年）【下段】

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7,057	7,466	8,829	7,772	6,600	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

 保育園などに在籍していない乳幼児の預かり延利用者数（人日／年）【上段】
 認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児の預かり延利用者数（人日／年）【下段】

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
314	440	392	518	350	380	380	380	380	380
140	39	75	1,212	950	900	900	900	900	900

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

対象者数（人／年）

実績				実績/見込み	見込み				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
130	130	100	110	114	120	120	120	120	120

（５）養育支援訪問事業等

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【養育支援訪問事業】

【要保護児童対策地域協議会】

延利用者数（人日／年）【上段】

開催回数（回／年）【下段】

実績				実績/見込み	見込み				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	0	10	20	24	20	20	20	20	20
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などにおいて、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】
【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

延利用者数（人日／年）【上段】
延利用者数（人日／年）【下段】

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	1	1	1	1	1

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

未就学児童延利用者数（人日／年）【1段目】
小学生児童延利用者数（人日／年）【2段目】
依頼会員（育児の援助を依頼したい人）数【3段目】
協力会員（育児の援助を提供する人）数【4段目】

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0	1	0	1	0	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
3	5	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	2	4	4	4	4	4	4	4

（８）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育園や認定こども園において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業です。

利用園児数（実人数）（人）

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
114	154	151	164	150	190	190	190	190	190

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを行う事業です。

(事前) 申込者数(人)【上段】
延利用者数(人日/年)【下段】

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
66	78	124	143	169	190	190	190	190	190
211	316	259	306	316	310	310	310	310	310

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、学校敷地内専用施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

小学1年生登録者数(実人数)(人)【1段目】
小学2年生登録者数(実人数)(人)【2段目】
小学3年生登録者数(実人数)(人)【3段目】
小学4年生登録者数(実人数)(人)【4段目】
小学5年生登録者数(実人数)(人)【5段目】
小学6年生登録者数(実人数)(人)【6段目】

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
55	44	56	41	44	48	48	48	48	48
52	51	41	46	38	46	46	46	46	46
44	37	27	22	31	32	32	32	32	32
9	16	7	9	10	10	10	10	10	10
3	3	6	2	4	4	4	4	4	4
0	1	0	0	2	2	2	2	2	2

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

対象者数（人/年）

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
142	131	115	123	96	120	120	120	120	120

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

対象者数（人/年）

実績				実績/見込み	見込み				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0	6	4	2	4	4	4	4	4	4

第6章 計画の推進体制



本計画を進めるためには、家庭、地域住民、事業者、学校、町などが共通の認識のもと、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。

それぞれの立場において、自主的な活動を繰り広げるため、計画の理念や計画目標の達成に向け、下記の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1 住民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現に子育てに関わっている住民や子育て家庭だけではなく、長洲町全体が、子どもの視点に立った子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識する必要があります。子どもや子育てに対して積極的な関わりを持つ住民参画体制構築に向け、以下の事項に留意した展開を図ります。

- 本計画を住民へ公表し、周知・啓発を図る。
- 子どもに関わる関係機関などへの積極的な取り組みを働きかける。
- 町政への提言などの公聴活動を通じて、住民の意見把握に努め、住民との意思の疎通を図る。

2 地域組織との連携強化

子どもたちが育っていく地域の社会環境は子どもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っています。こうした健全な地域社会の形成に向け、以下の事項について取り組みます。

- 民生委員・児童委員との連携・協力
- 地域の子育てボランティアや子ども会、PTAといった地域組織の自主的な活動の促進と連携・協力
- 地域住民が相互に支え合う「地域で子育てのまちづくり」の推進

3 行政各部門との連携

本計画は、子どもの成長、子育て支援、家庭・地域・学校などの連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。

こうした考え方に基づき以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

- 関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
- 国、県、保健所、児童相談所などの関係機関との連携のさらなる強化

4 計画の点検体制

長洲町においては、「子ども・子育て会議」での行動計画の実施状況や事業の適正化を一括して把握・点検を行います。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、広報やホームページなどで住民にわかりやすい周知策を図っていきます。

資料編

1 長洲町子ども・子育て会議条例

○長洲町子ども・子育て会議条例

(平成25年条例第21号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、長洲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

2 長洲町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	備考
1号委員	生山 尊澄	保護者代表 【平成30年4月1日～平成31年3月31日】
1号委員	西村 裕樹	保護者代表 【平成31年4月1日～令和元年7月31日】
1号委員	村上 智香	保護者代表 【令和元年8月1日～】
1号委員	木原 好	保護者代表 【平成30年4月1日～平成31年3月31日】
1号委員	高松 ふみ	保護者代表 【平成31年4月1日～】
2号委員	菅原 雅子	私立教育・保育施設代表 【平成30年4月1日～平成31年3月31日】
2号委員	村上 太一	私立教育・保育施設代表 【平成31年4月1日～】
2号委員	吉村 シズ代	私立教育・保育施設代表 【平成30年4月1日～】
2号委員	平井 典	長洲町社会福祉協議会 【平成30年4月1日～令和元年10月28日】
2号委員	前畑 静	長洲町社会福祉協議会 【令和元年10月29日～】
2号委員	林田 久代	公立保育所代表 【平成30年4月1日～】
3号委員	坂本 茂昭	学識経験者 【平成30年4月1日～】
4号委員	鳴尾 元子	長洲町民生委員児童委員協議会代表 【平成30年4月1日～】
4号委員	高田 幸子	長洲町商工会女性部代表 【平成30年4月1日～平成31年3月31日】
4号委員	水町 恵子	長洲町商工会女性部代表 【平成31年4月1日～】
4号委員	井村 美香	企業代表 【平成30年4月1日～】
4号委員	松永 光親	長洲町校長会代表 【平成30年4月1日～】
4号委員	吉田 随子	母子保健推進委員代表 【平成30年4月1日～】
4号委員	宮本 孝規	長洲町福祉保健介護課長 【平成30年4月1日～】
4号委員	藤井 司	長洲町生涯学習課長 【平成30年4月1日～】

3 計画策定の経緯

開催日	会議	内容
平成31年 3月27日	平成30年度 第1回会議	- 平成31年度保育所などの入所予定状況の説明 - 第2期計画の説明
平成31年 4月24日	平成31年度 第1回会議	- 計画の概要と策定方法の説明 - 就学前児童／小学校児童ニーズ調査および子どもの生活状況調査の調査票案と関係団体ヒアリングの説明
令和元年 8月9日	令和元年度 第2回会議	就学前児童／小学校児童ニーズ調査および子どもの生活状況調査と関係団体ヒアリングの結果の説明
令和元年 10月29日	令和元年度 第3回会議	計画素案の説明
令和元年 12月4日	令和元年度 第4回会議	計画素案の協議
令和元年 12月20日～ 1月15日		パブリックコメント
令和2年 2月13日	令和元年度 第5回会議	- パブリックコメント結果の報告 - 計画案の協議・承認

4 就学前児童／小学校児童ニーズ調査結果の概要

(1) 調査方法の概要

本調査は、「長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の計画策定資料として、教育・保育・子育て支援のニーズや子育て支援サービスの利用状況、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

▼調査地域：長洲町全域

▼調査対象：長洲町在住の小学校就学前児童の保護者

長洲町在住の小学校児童（小学1年生～4年生）の保護者

▼調査期間：令和元年5月24日～令和元年6月11日

▼調査方法：就学前児童調査 小学校就学前の児童538人（長子を対象）の保護者に、施設を通じ調査票を配付・回収および郵送による配布、回収

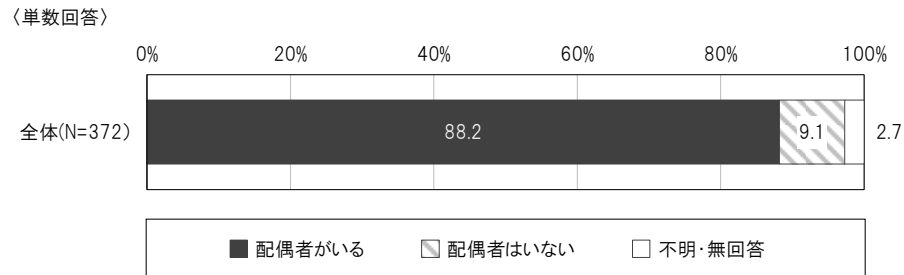
小学校児童調査 小学校に通う1年生から4年生の児童（末子を対象）405人の保護者に、小学校を通じ調査票を配布・回収

	配布数 (A)	有効回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
就学前児童調査	538	372	69.1 %
小学校児童調査	405	301	74.3%

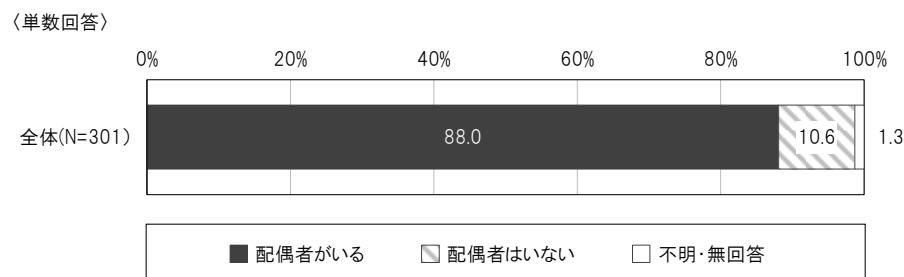
（２）子どもと家族の状況

「配偶者がいない」と回答した人の割合は、『就学前児童』の9.1%に対し、『小学校児童』では10.6%となっています。

配偶者の有無（就学前児童）

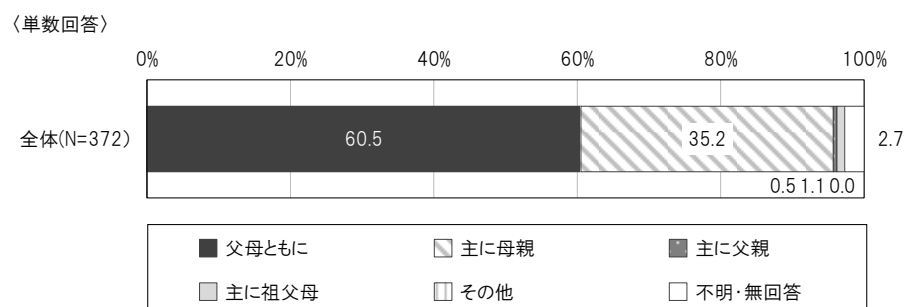


配偶者の有無（小学校児童）



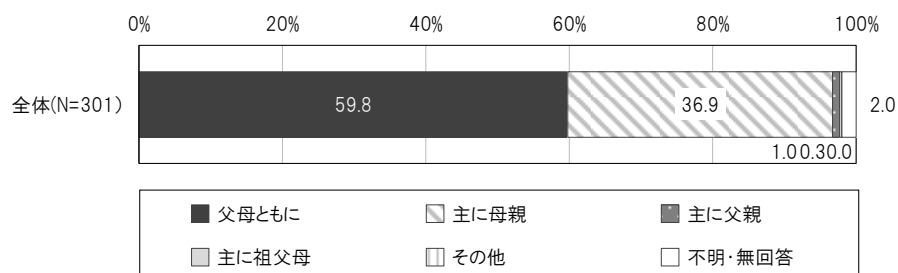
「子育てを主に行っている人」について、「父母ともに」と回答した人の割合が、『就学前児童』での60.5%に対し、『小学校児童』では59.8%となっています。

子育てを主に行っている人（就学前児童）



子育てを主に行っている人（小学校児童）

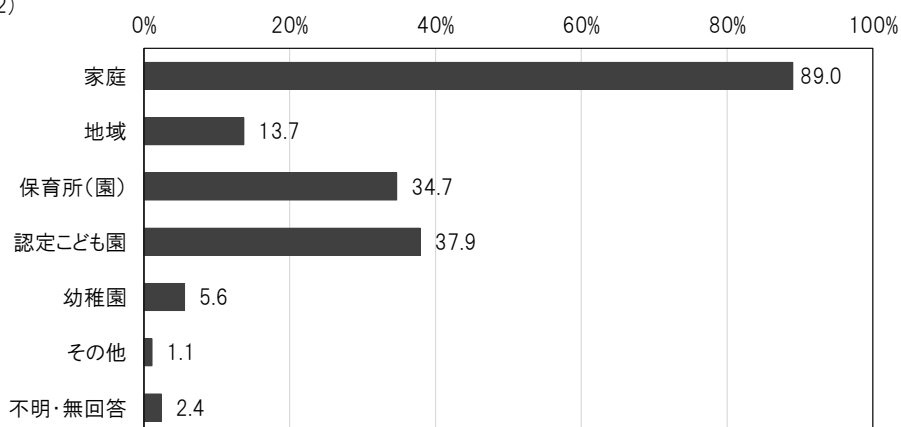
〈単数回答〉



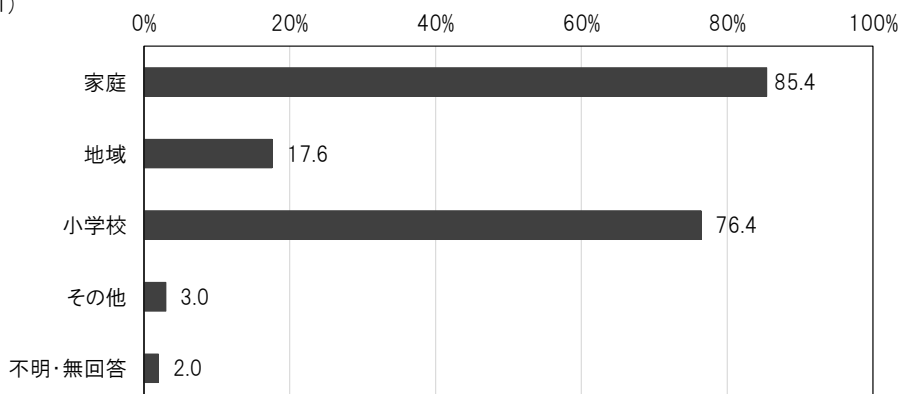
(3) 子どもの育ちをめぐる環境

子育てにもっとも影響する環境については、「家庭」と回答した人が『就学前児童』で89.0%、『小学校児童』で85.4%となり、高い割合となっています。また、『小学校児童』では、「小学校」と回答した人も76.4%で、高い割合となっています。

子育てにもっとも影響する環境（就学前児童）

〈複数回答〉
(N=372)

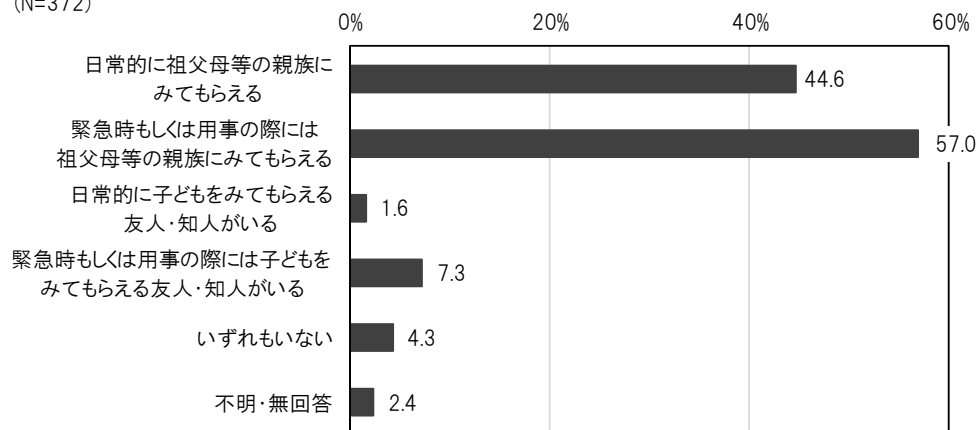
子育てにもっとも影響する環境（小学校児童）

〈複数回答〉
(N=301)

子どもをみてもらえる親族・知人の存在について、「日常的に祖父母等の親族等にみてもらえる」と回答した人の割合は、『就学前児童』で44.6%、『小学校児童』で46.8%となっています。また、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の回答割合は、『就学前児童』で57.0%、『小学校児童』で50.2%となっています。

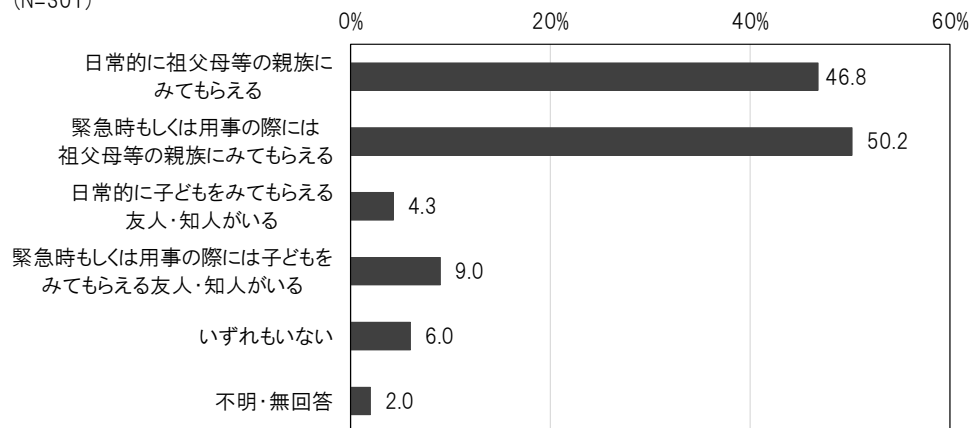
子どもをみてもらえる親族・知人の存在（就学前児童）

〈複数回答〉
(N=372)



子どもをみてもらえる親族・知人の存在（小学校児童）

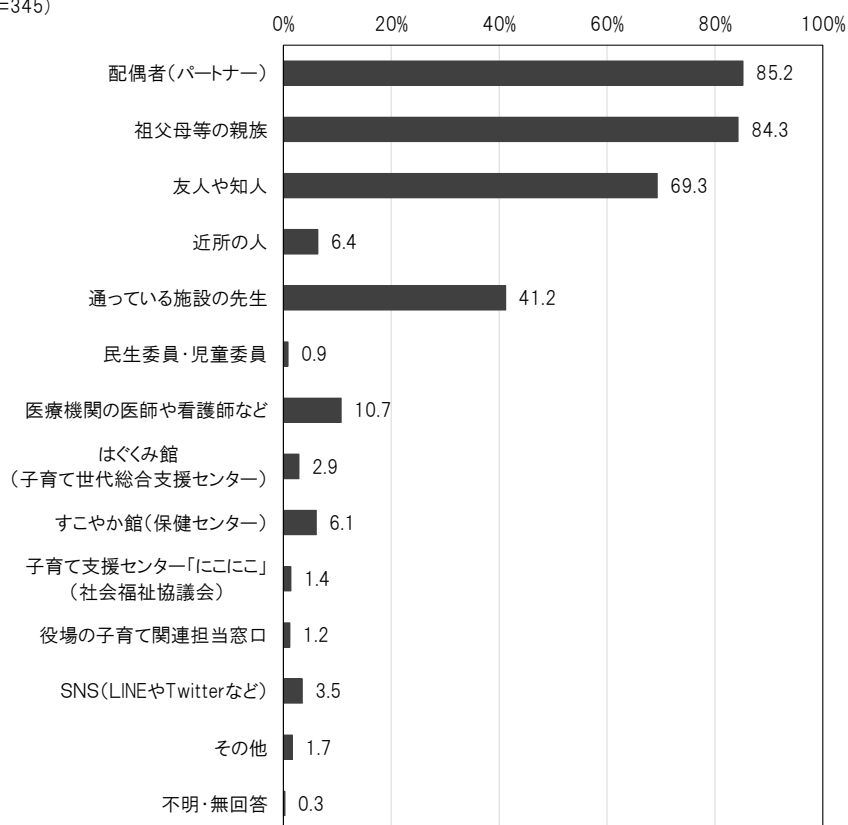
〈複数回答〉
(N=301)



子育てなどに関する相談相手については、『就学前児童』、『小学校児童』ともに「配偶者(パートナー)」と回答した人が8割を超えています。『就学前児童』では、「祖父母等の親族」と回答した人が84.3%で、『小学生児童』での75.8%よりも高い割合となっています。

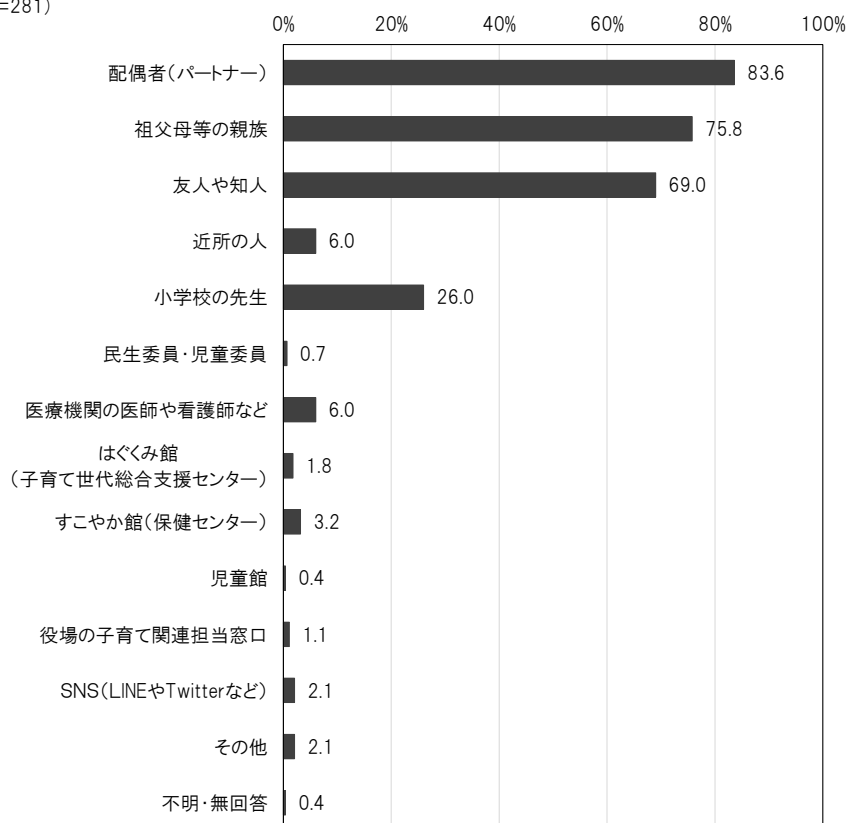
子育てなどに関する相談相手（就学前児童）

〈複数回答〉
(N=345)



子育てなどに関する相談相手（小学校児童）

〈複数回答〉
(N=281)

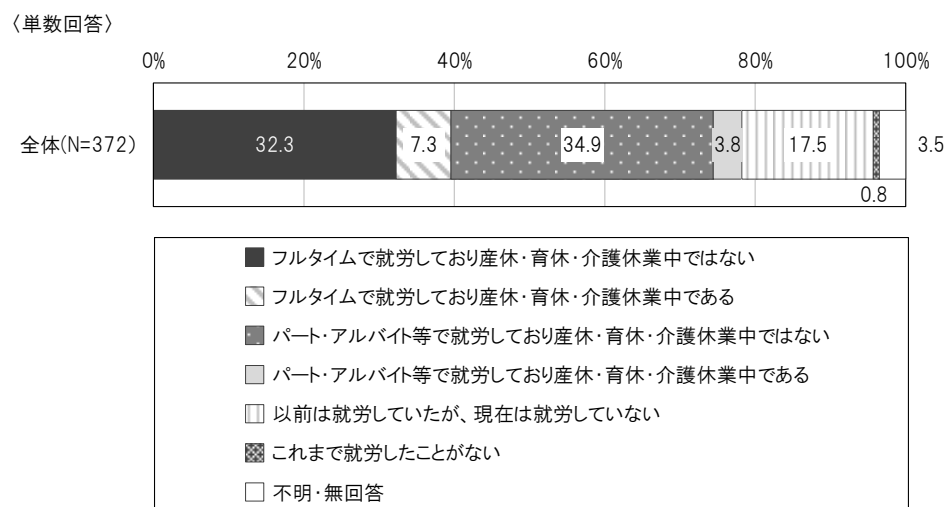


（４）子どもの保護者の就労状況

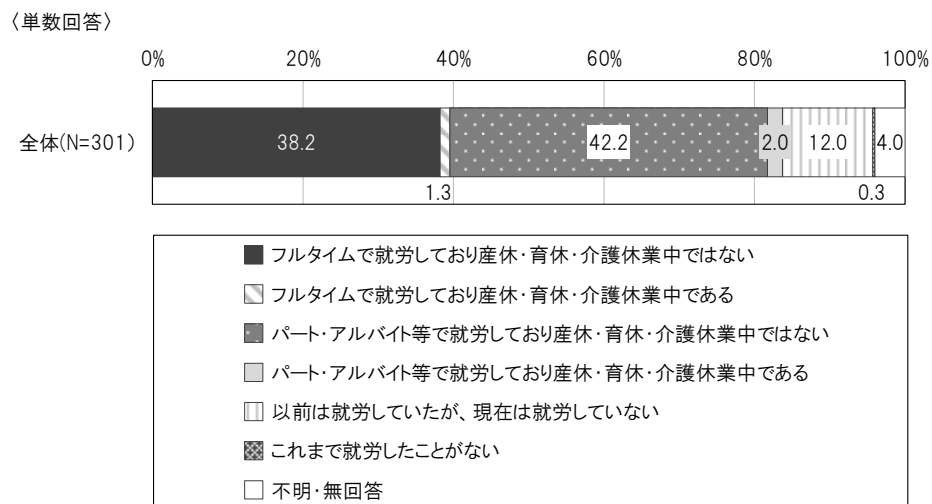
母親のフルタイムの就労については、『就学前児童』が32.3%、『小学校児童』では38.2%となっています。パート・アルバイトでの就労は、『就学前児童』での34.9%に対し、『小学校児童』では42.2%となっています。

なお、父親については、フルタイムの就労が『就学前児童』で88.2%（不明・無回答9.1%）、『小学校児童』で85.7%（不明・無回答13.0%）となっています。

保護者（母親）の就労状況（就学前児童）



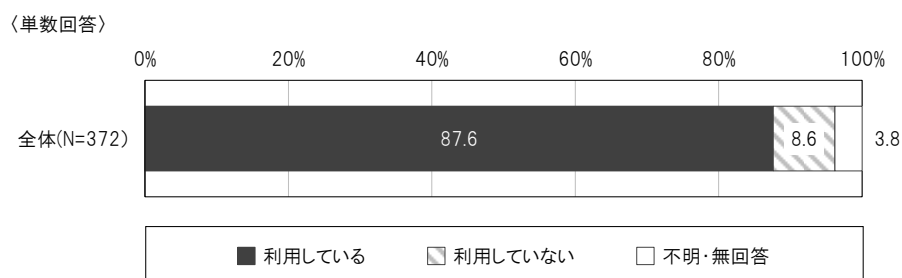
保護者（母親）の就労状況（小学校児童）



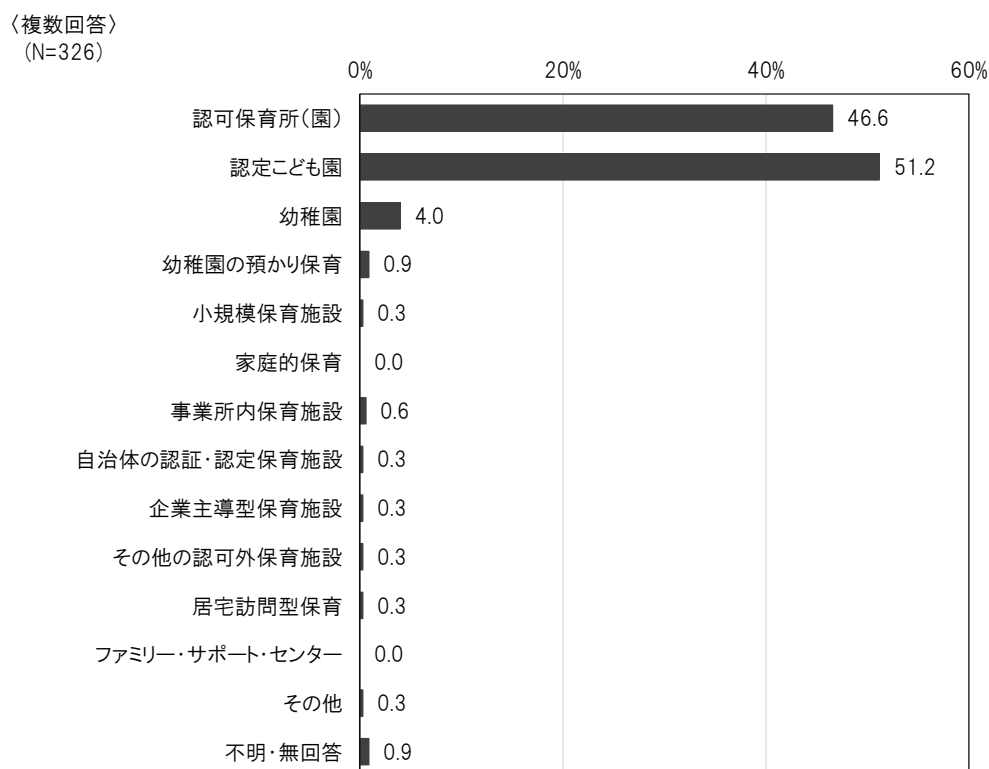
（５）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

『就学前児童』の87.6%が、定期的な教育・保育の事業について、「利用している」と回答しています。そのうち、46.6%が認可保育所（園）、51.2%が認定こども園を利用しています。また、その場所は95.4%が長洲町内となっています。

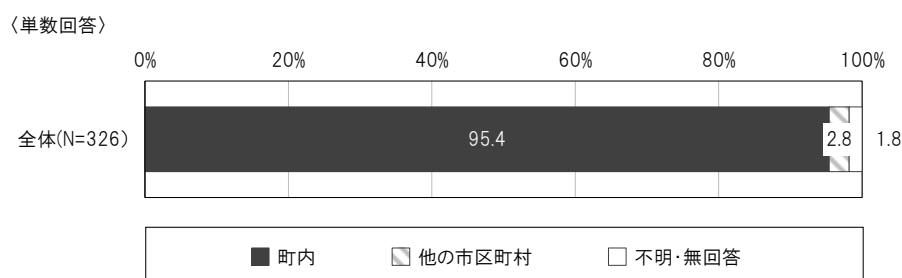
定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



定期的にご利用している教育・保育事業の種類（就学前児童）



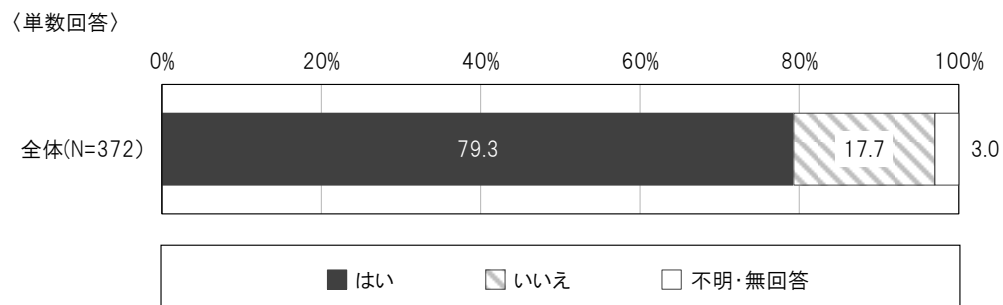
定期的にご利用している教育・保育事業の場所（就学前児童）



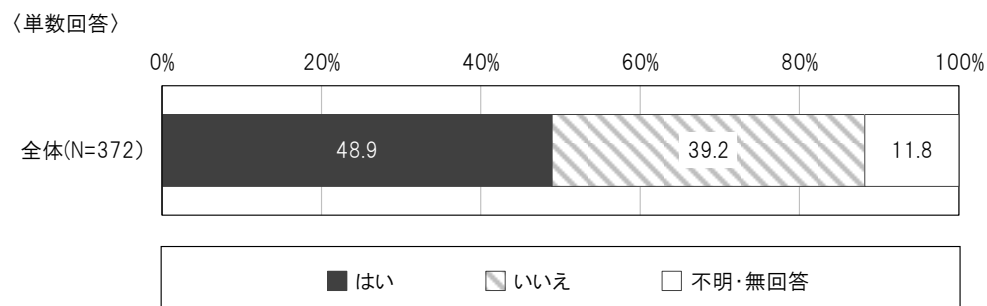
（６）地域の子育て支援の利用状況

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場である地域子育て支援拠点（子育て支援センター「にこにこ」）について、79.3%の人が「知っている」と回答していますが、「これまで利用したことがある」と回答した人は48.9%、さらに、「今後（も）利用したい」と回答した人は40.6%となっています。

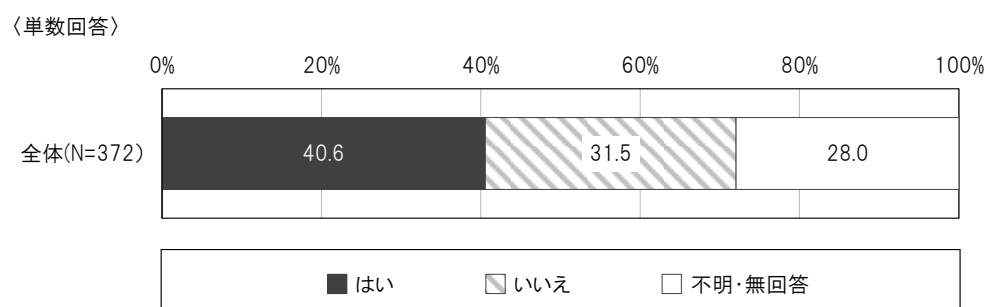
地域子育て支援拠点：知っている（就学前児童）



地域子育て支援拠点：これまで利用したことがある（就学前児童）

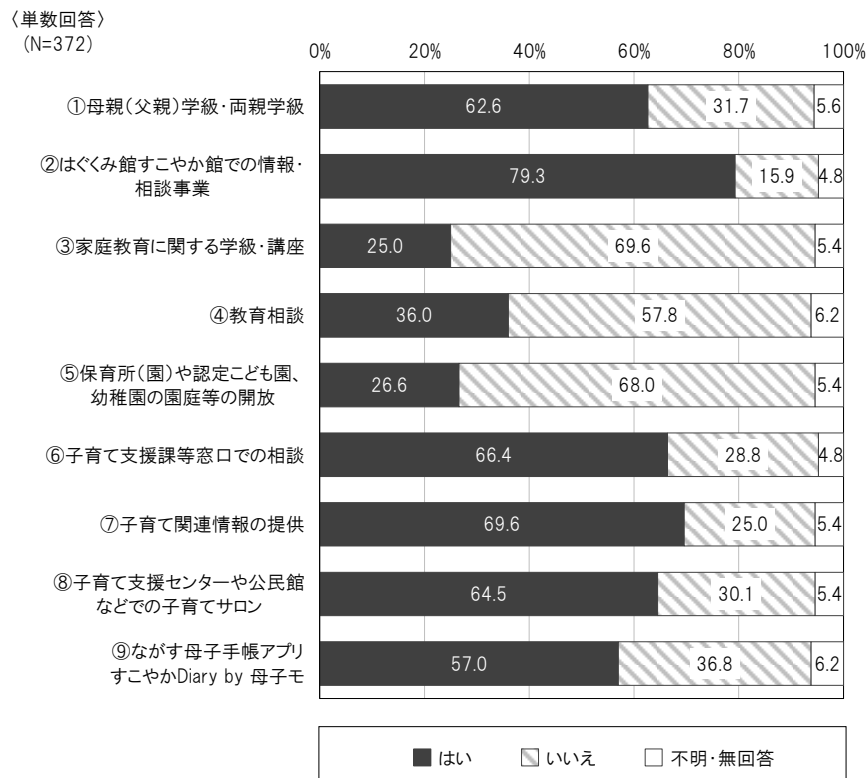


地域子育て支援拠点：今後（も）利用したい（就学前児童）

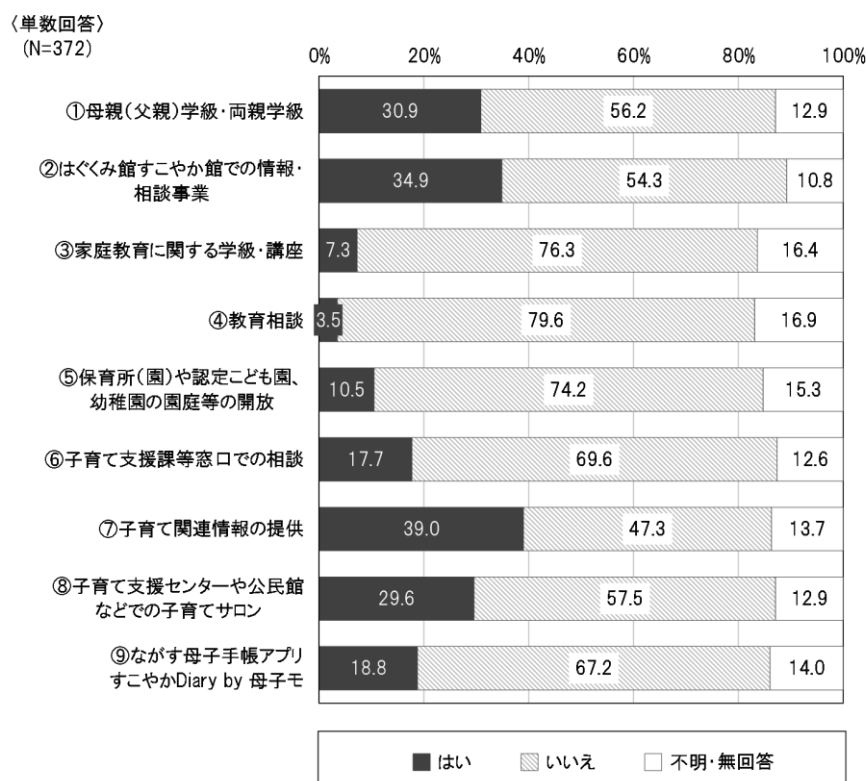


町内で実施している子育て支援について、周知度と利用状況、今後の利用意向についてみると、事業によって差はありますが、周知度は高いものの、利用した経験はそれに比べ低くなっています。一方、今後の利用意向は利用状況に比べると高くなっています。

町内で実施している子育て支援について：知っている（就学前児童）

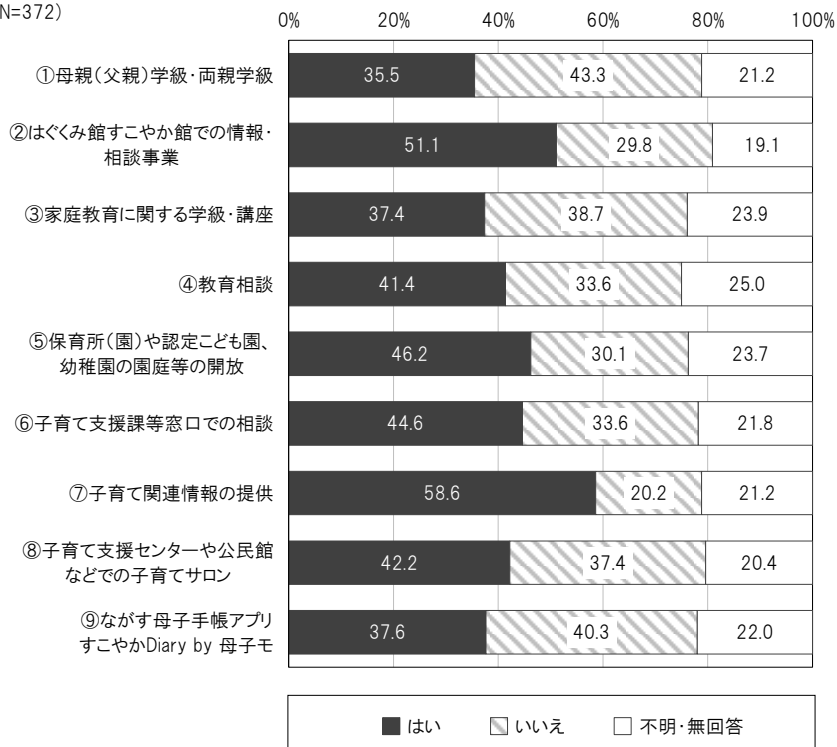


町内が実施している子育て支援について：利用したことがある（就学前児童）



町内で実施している子育て支援について：今後（も）利用したい（就学前児童）

〈単数回答〉
(N=372)

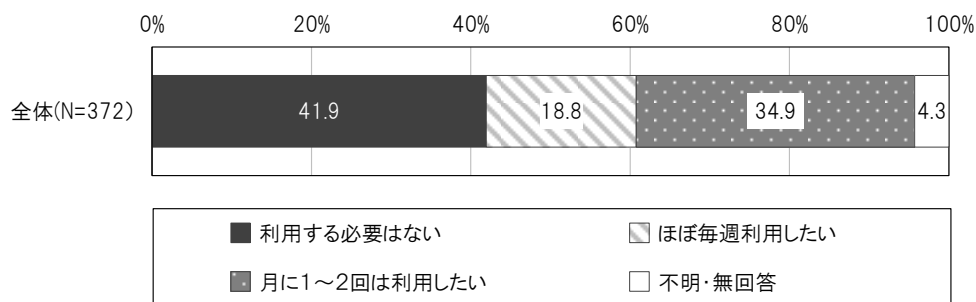


（７）土日、祝日の教育・保育事業の利用希望

「利用する必要はない」の回答割合について、土曜日では41.9%であるのに対し、日曜日・祝日では70.4%となっています。また、「月に1～2回は利用したい」と回答した人は、その理由として、78.0%が「月に数回仕事が入るため」と回答しています。

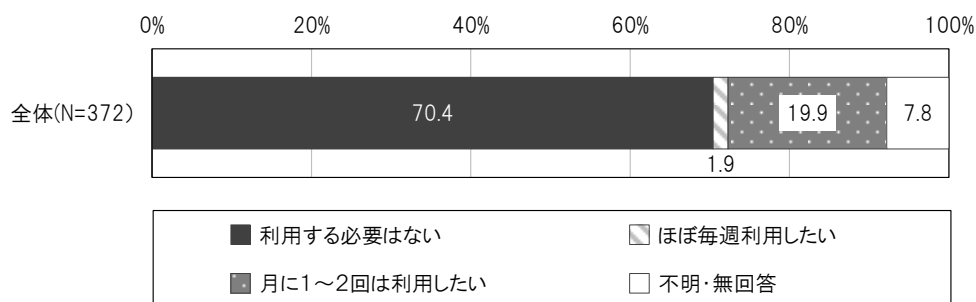
土曜日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）

〈単数回答〉



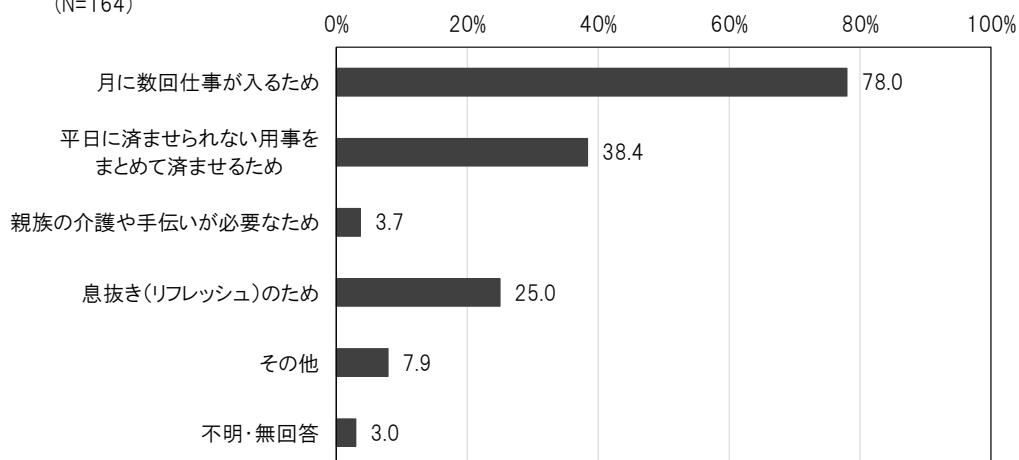
日曜日・祝日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）

〈単数回答〉



月に1～2回は利用したい理由（就学前児童）

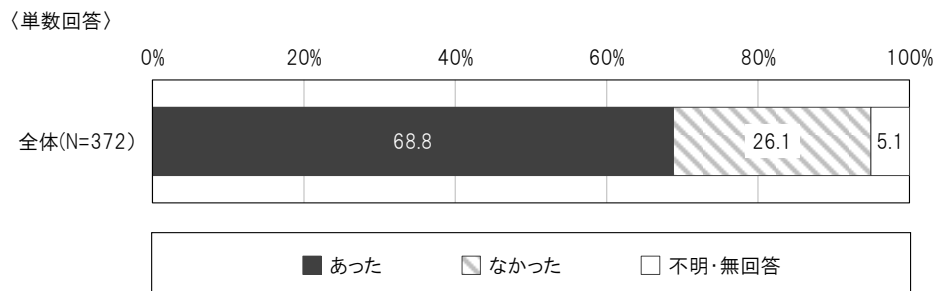
〈複数回答〉
(N=164)



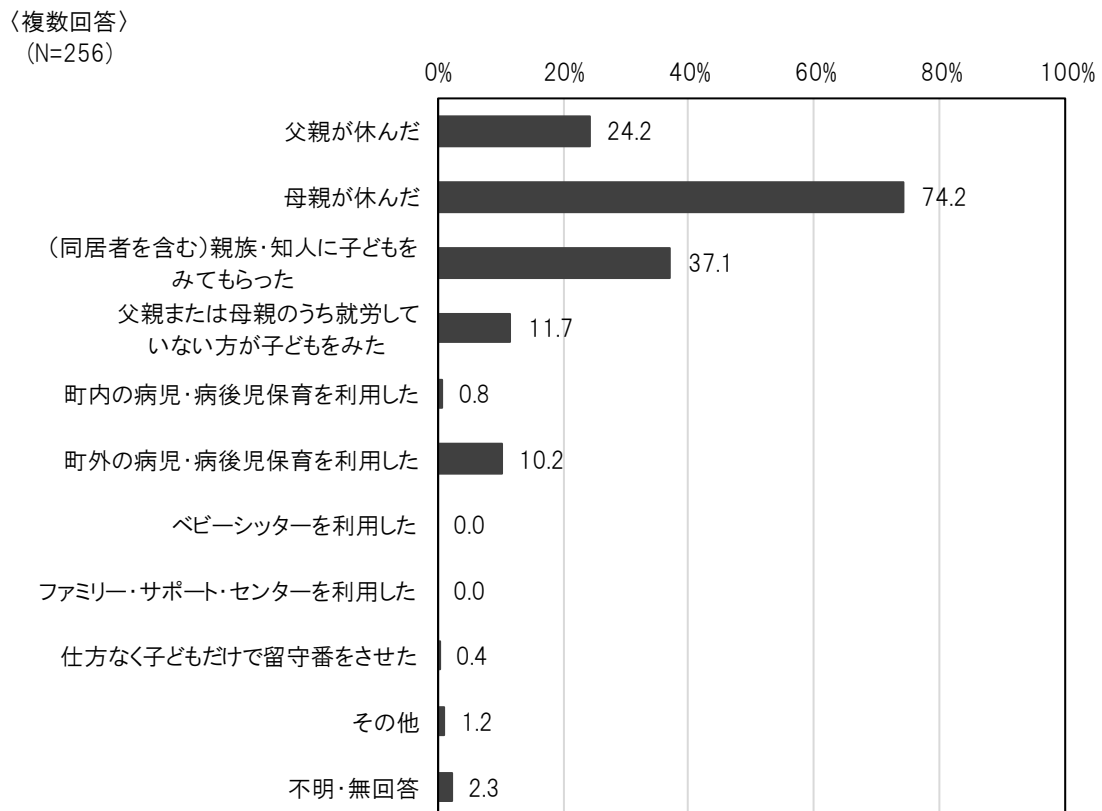
（８）病気の際の対応

この１年間の病気やけがによる欠席の有無については、『就学前児童』で「あった」が68.8%、『小学校児童』では55.8%となっています。また、そのような場合の対処として、「母親が休んだ」と回答した人が、『就学前児童』で74.2%、『小学校児童』で69.6%となっており、ともに最も高い割合になっています。「父親が休んだ」の回答割合は、『就学前児童』では24.2%、『小学校児童』では22.0%となっています。

病気やけがによる欠席の有無（就学前児童）

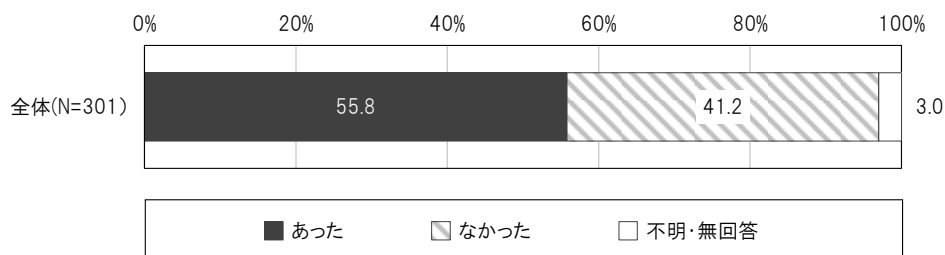


欠席した際の対応（就学前児童）



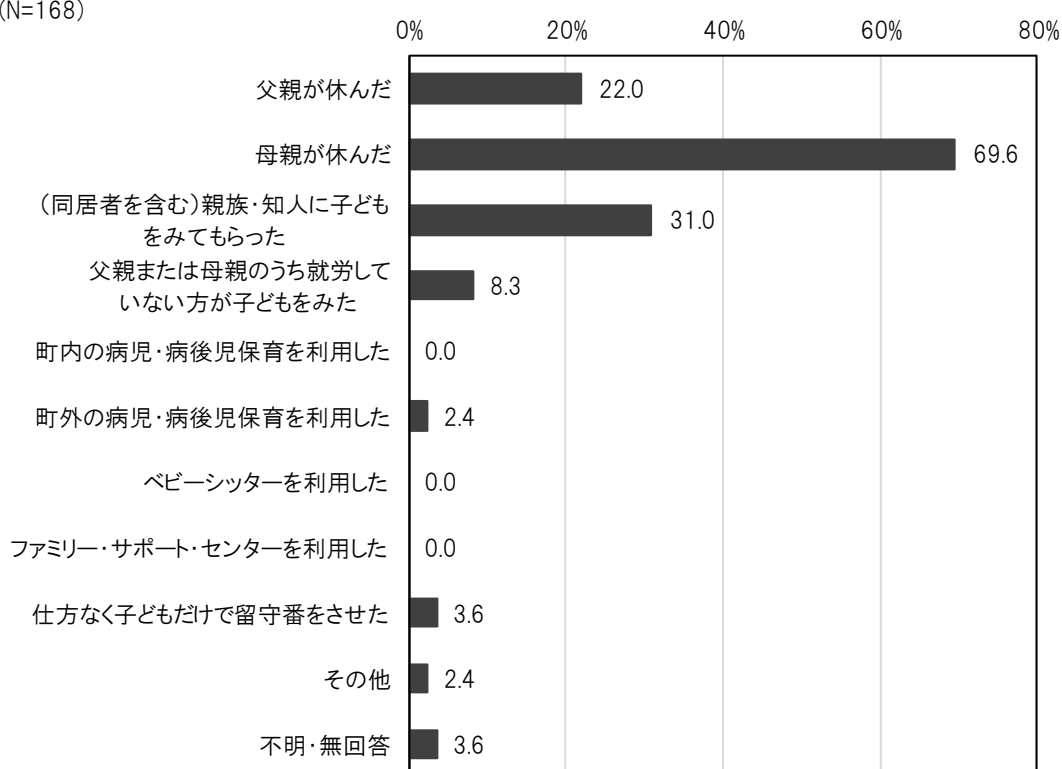
病気やけがによる欠席の有無（小学校児童）

〈単数回答〉



欠席した際の対応（小学校児童）

〈複数回答〉
(N=168)

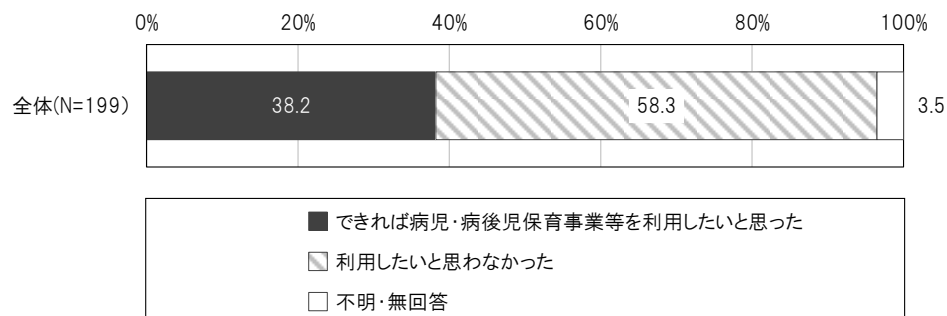


病児・病後児保育施設などの利用希望について、「できれば利用したい」と回答した人が、『就学前児童』の38.2%に対し、『小学校児童』では23.2%となっています。ともに「利用したいとは思わない」の割合の方が高くなっていますが、その理由として、「父母が仕事を休んで対応する」が、『就学前児童』では60.3%、『小学校児童』では51.1%で、ともに最も高くなっています。

荒尾市と玉名市の2医療機関にて実施している病児・病後児保育事業の周知度と利用状況、利用意向についてみると、『就学前児童』、『小学校児童』ともに「知っている」と回答した人は7割を超えていますが、「利用したことがある」と回答した人の割合は、『就学前児童』では15.3%、『小学校児童』では13.3%で、2割にも満たない状況です。

病児・病後児保育施設などの利用希望（就学前児童）

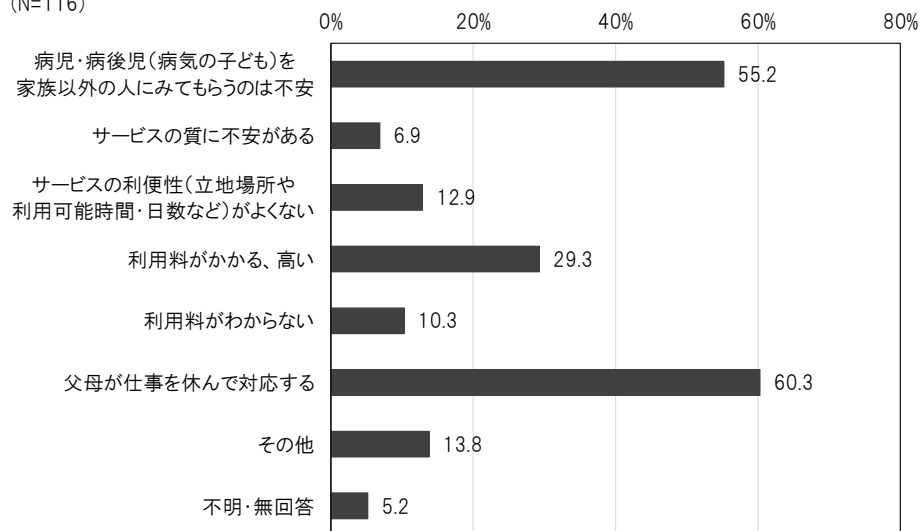
〈単数回答〉



病児・病後児保育施設などを「利用したいと思わない」理由（就学前児童）

〈複数回答〉

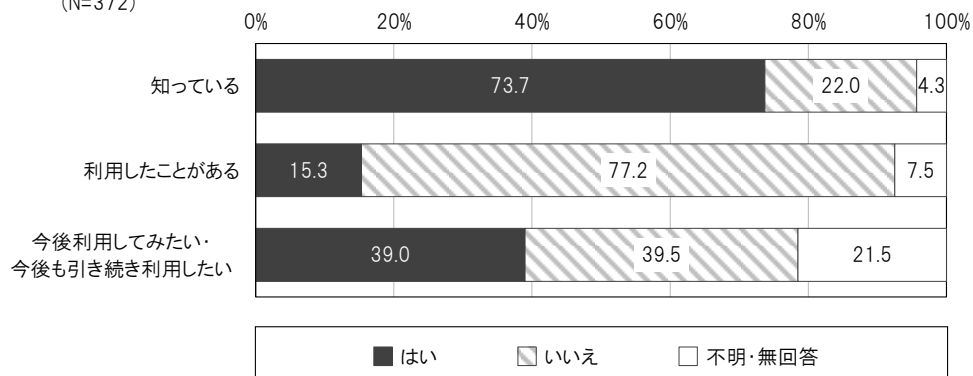
(N=116)



病児・病後児保育事業の利用状況（就学前児童）

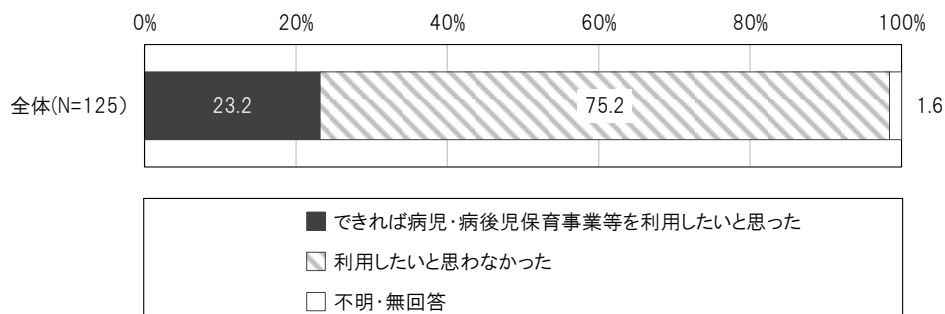
〈単数回答〉

(N=372)



病児・病後児保育施設などの利用希望（小学生児童）

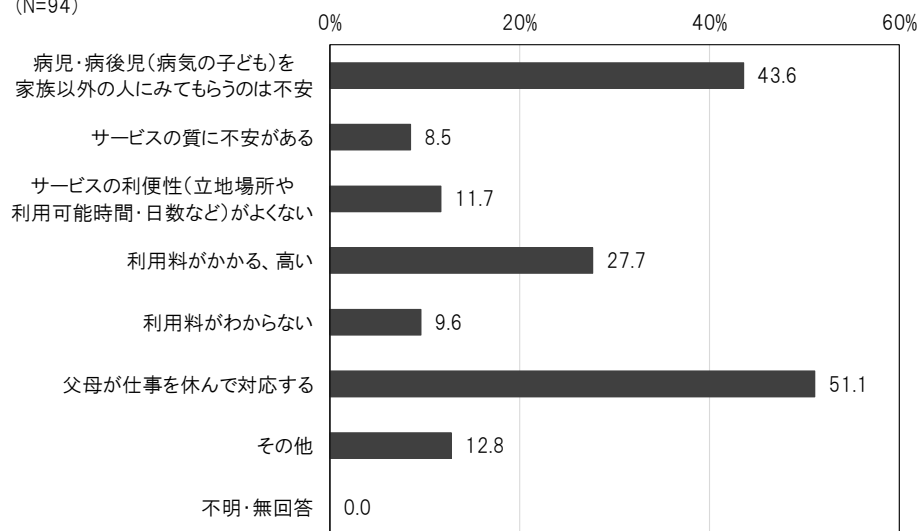
〈単数回答〉



病児・病後児保育施設などを「利用したいと思わない」理由（小学生児童）

〈複数回答〉

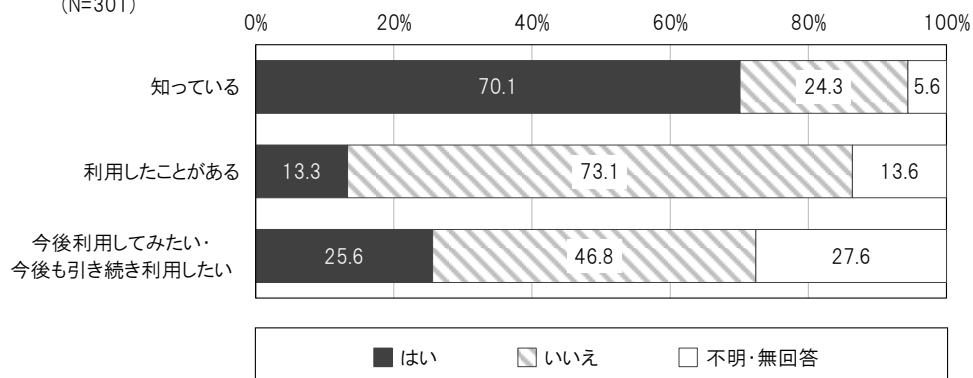
(N=94)



病児・病後児保育事業の利用状況（小学生児童）

〈単数回答〉

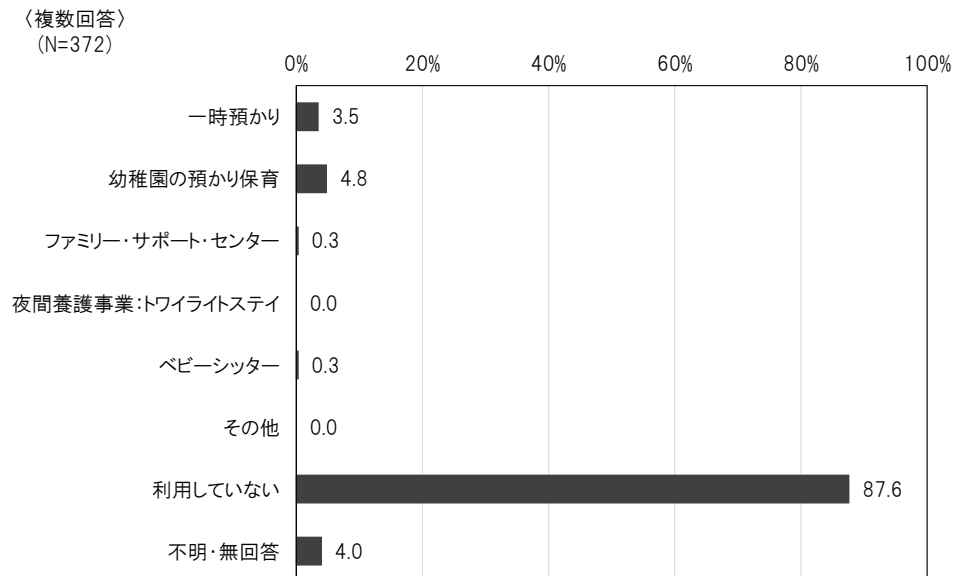
(N=301)



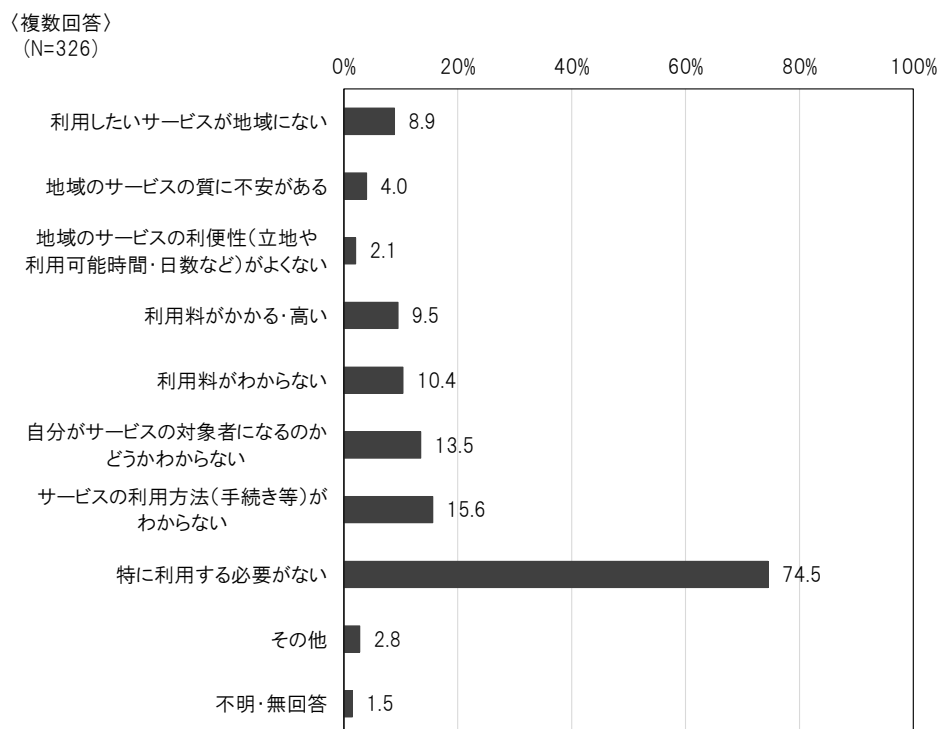
（９）一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で、日中不定期に利用している事業について、『就学前児童』では87.6%が、『小学校児童』では97.3%が「利用していない」と回答しています。利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が、『就学前児童』では74.5%、『小学校児童』では79.5%となっています。

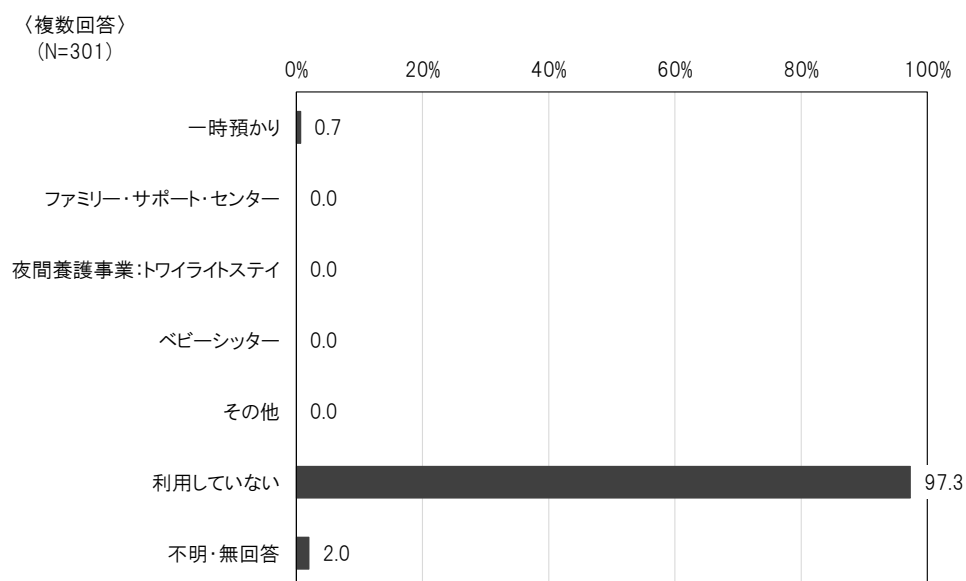
一時預かりの利用状況（就学前児童）



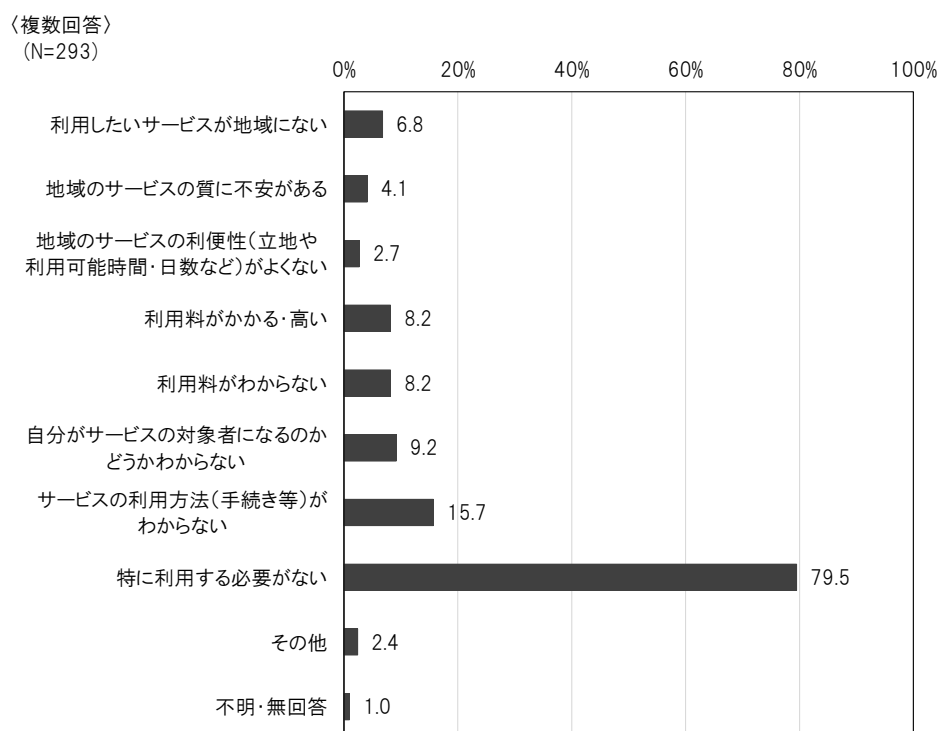
一時預かりを「利用していない」理由（就学前児童）



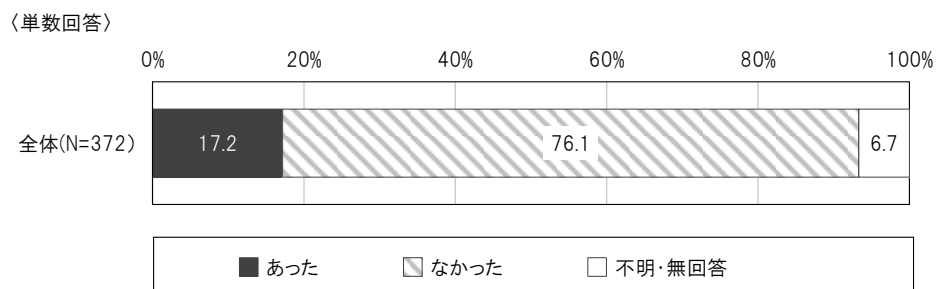
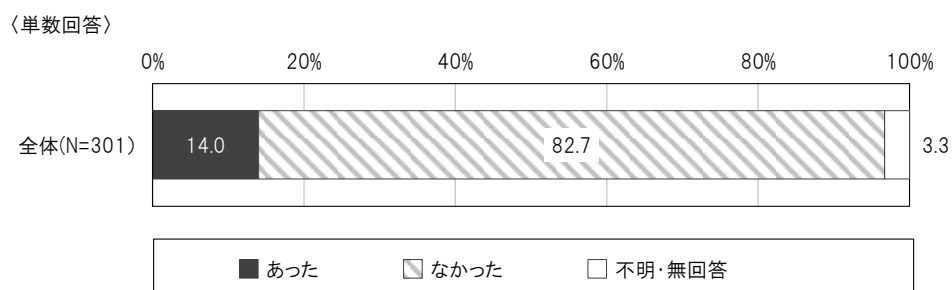
一時預かりの利用状況（小学生児童）



一時預かりを「利用していない」理由（小学生児童）



保護者の冠婚葬祭や病気などのため泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことも、「なかった」と回答した人が、ともに約8割となっています。

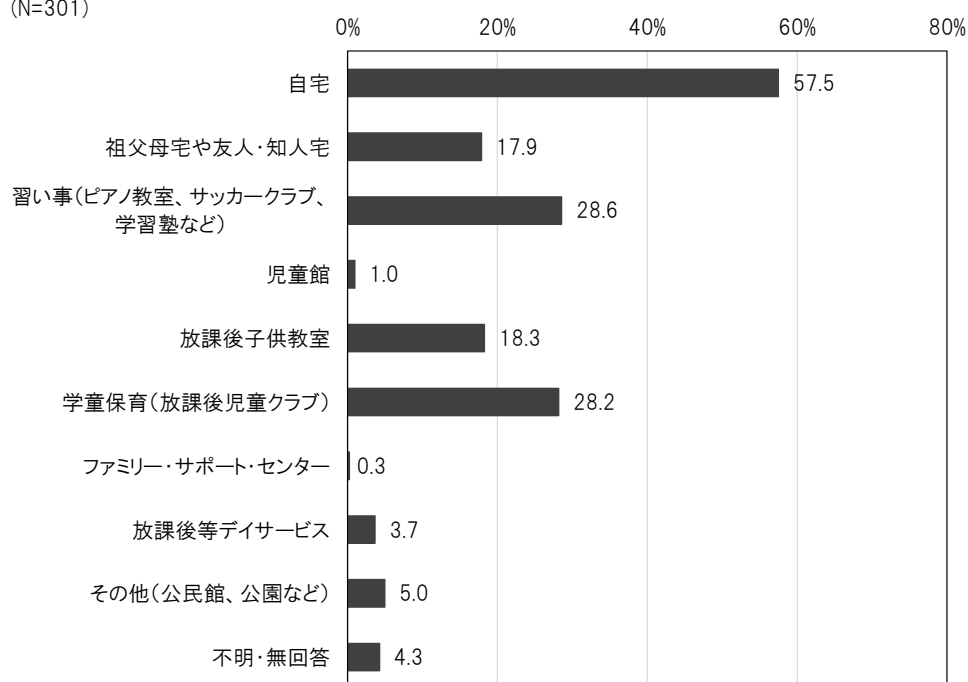
宿泊を伴う預かりを必要とした経験（就学前児童）**宿泊を伴う預かりを必要とした経験（小学校児童）**

(10) 放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）の間、放課後を過ごしている、もしくは過ごしていた場所について、「自宅」と回答した人が57.5%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の28.6%で、「学童保育（放課後児童クラブ）」は28.2%となっています。

低学年時の放課後の過ごし方（小学校児童）

〈複数回答〉
(N=301)

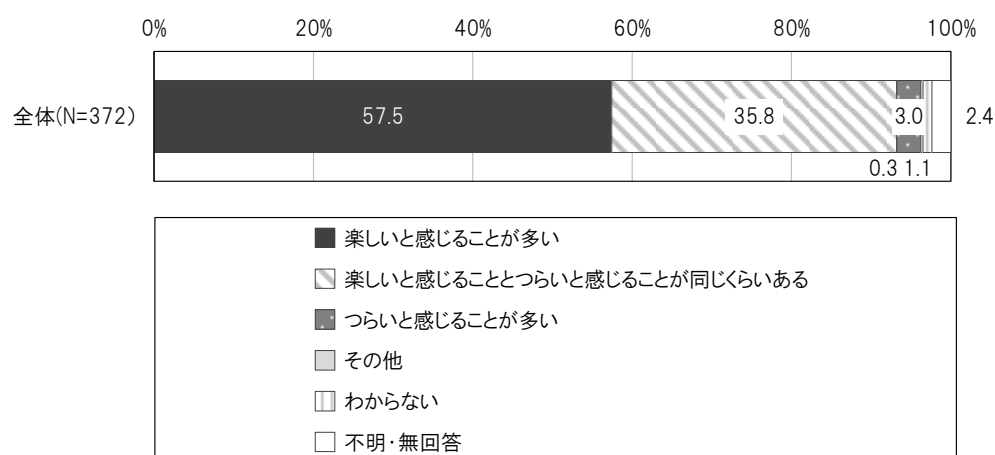


(11) 子育ての環境や支援への満足度

子育てが楽しいと感じることが多いと思うかについて、「楽しいと感じることが多い」と回答した人が『就学前児童』では57.5%、『小学校児童』では54.5%となっています。

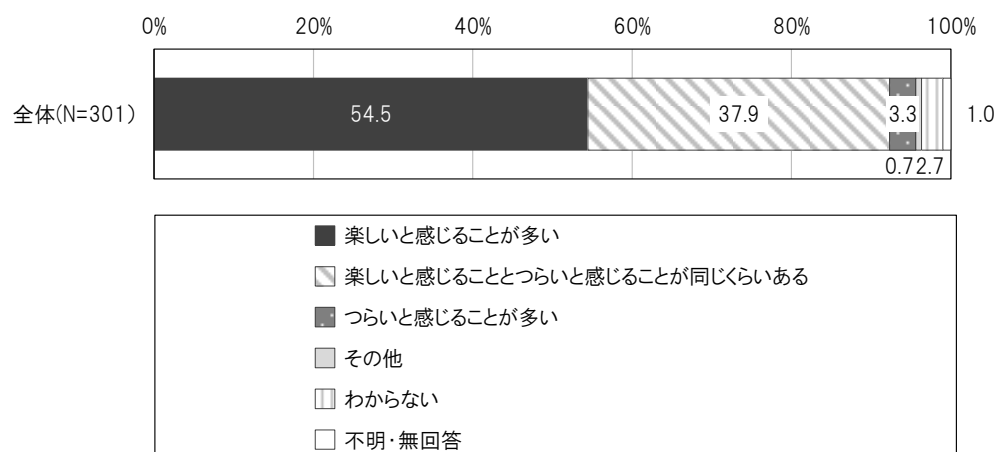
子育てに対する思い（就学前児童）

〈単数回答〉



子育てに対する思い（小学生児童）

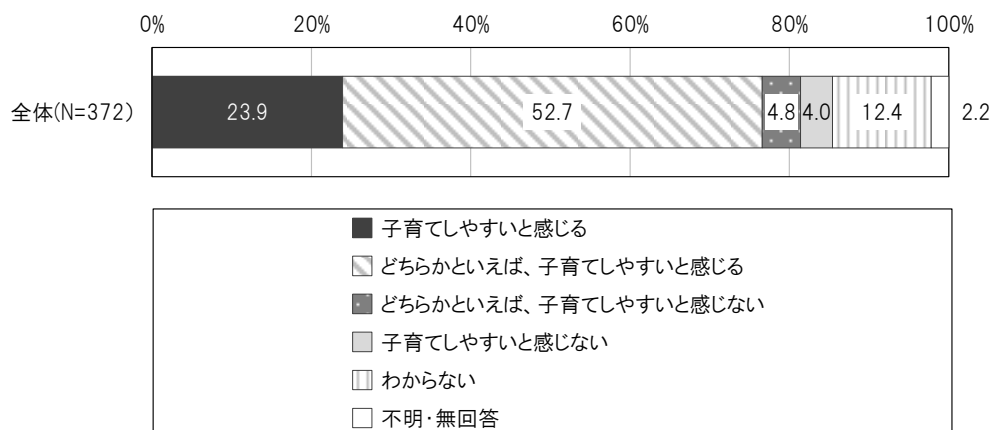
〈単数回答〉



長洲町が子育てしやすい町と感じるかについて、「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」が、ともに最も高く、5割以上の割合となっています。また、「子育てしやすいと感じない」と回答した人が、『就学前児童』で4.0%、『小学生児童』での4.0%に対し、「子育てしやすいと感じる」と回答した人が、『就学前児童』では23.9%、『小学生児童』では20.6%で、高い割合となっています。

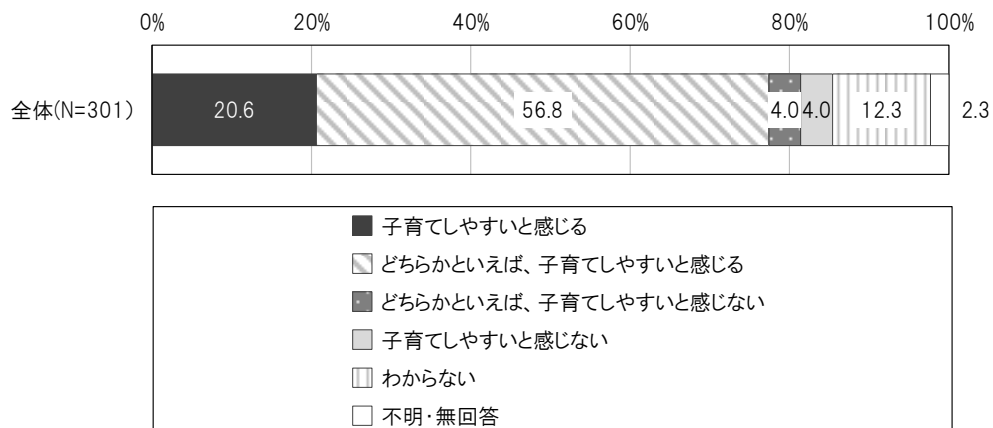
子育てのしやすさ（就学前児童）

〈単数回答〉



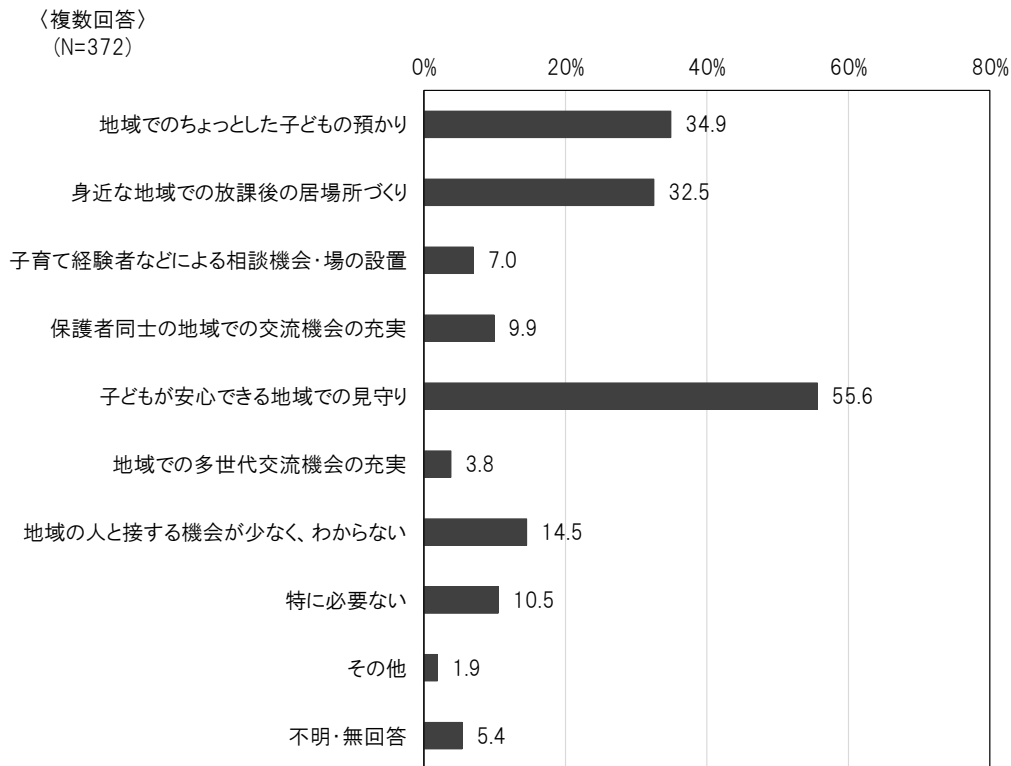
子育てのしやすさ（小学生児童）

〈単数回答〉

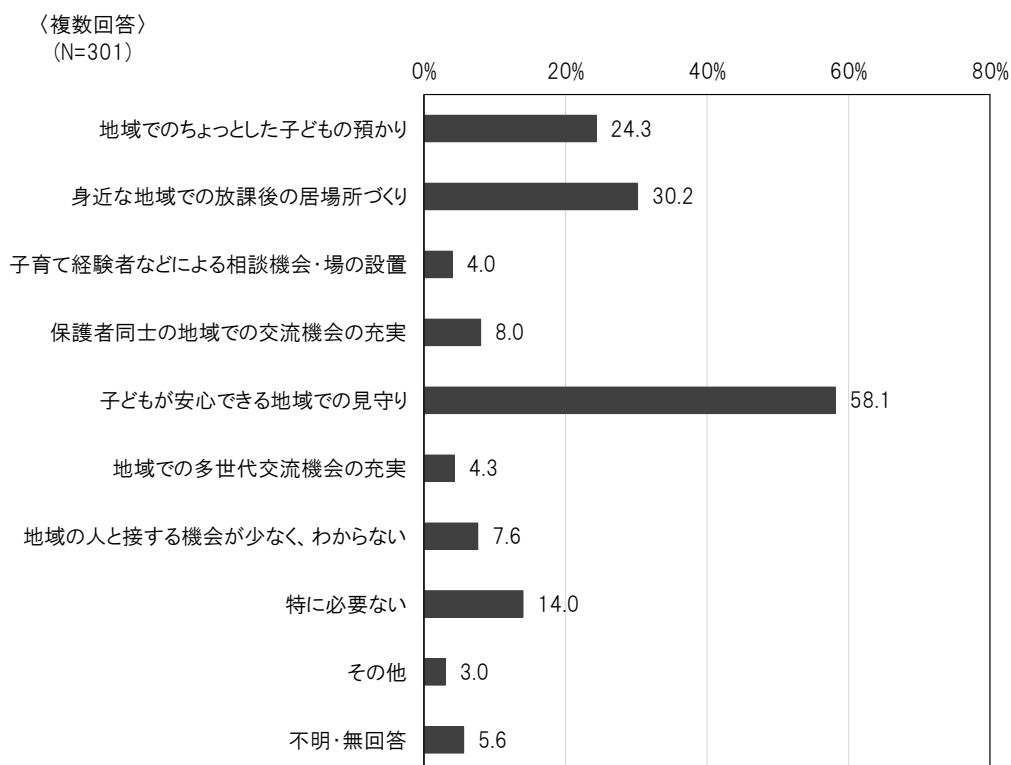


地域における子育て支援に対する希望について、「子どもが安心できる地域での見守り」と回答した人が『就学前児童』で55.6%、『小学校児童』では58.1%で、最も高い割合となっています。

地域における子育て支援に対する希望（就学前児童）

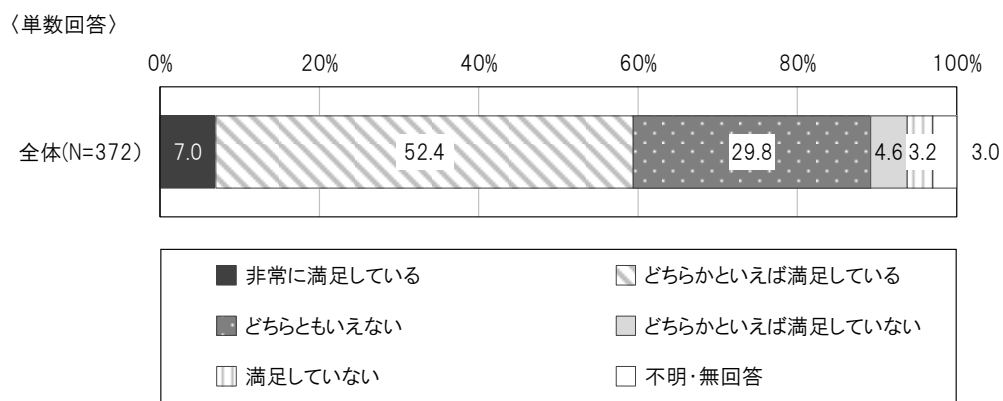


地域における子育て支援に対する希望（小学校児童）

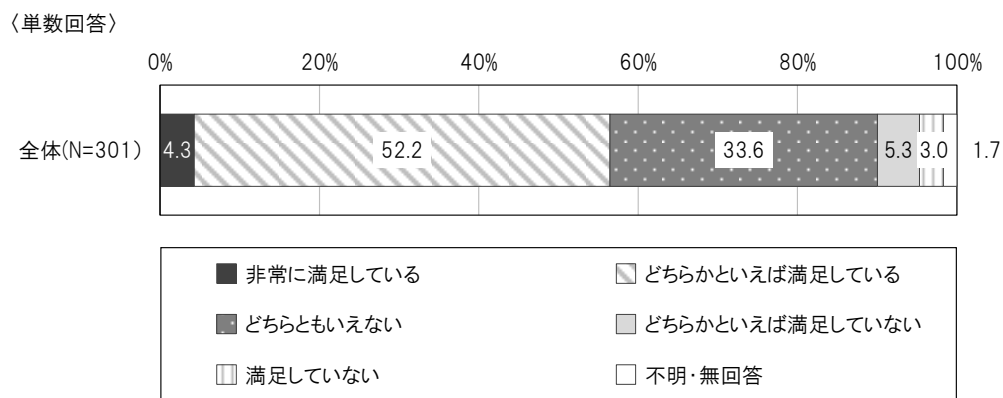


長洲町の子育ての環境や支援への満足度について、「満足していない」と「どちらかと言えば満足していない」を併せた「不満足」と回答した人が、『就学前児童』で7.8%、『小学生児童』での8.3%に対し、「非常に満足している」と「どちらかと言えば満足している」を併せた「満足」と回答した人が、『就学前児童』では59.4%、『小学生児童』では56.5%で、高い割合となっています。

子育ての環境や支援への満足度（就学前児童）



子育ての環境や支援への満足度（小学生児童）



5 子どもの生活状況調査結果の概要

(1) 調査方法の概要

本調査は、「長洲町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の計画策定にあたり、子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、本町の課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る基礎資料とすることを目的に実施しました。

▼調査地域：長洲町全域

▼調査対象：長洲町在住の小学校児童（小学5年生）の保護者

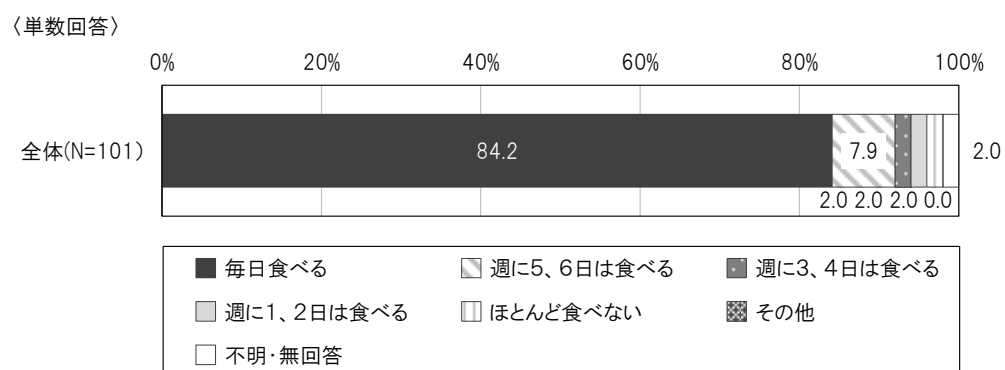
▼調査期間：令和元年5月24日～令和元年6月11日

▼調査方法：小学校に通う5年生の児童122人の保護者に、小学校を通じ調査票を配布・回収

	配布数 (A)	有効回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
小学5年生保護者	122	101	82.8%

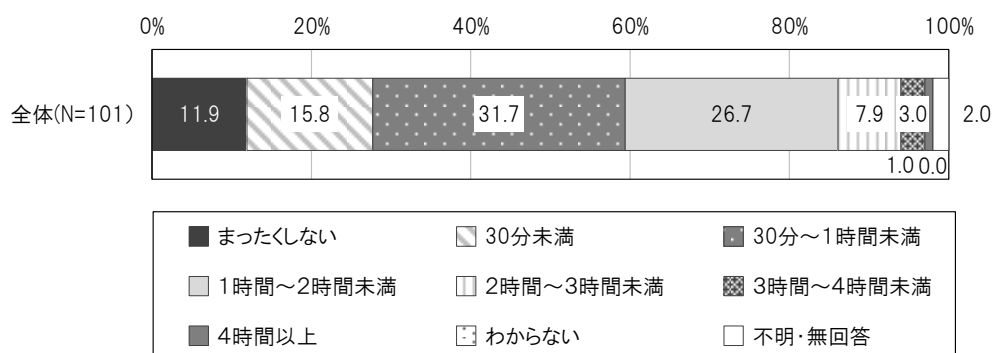
(2) 子どもの生活状況や将来の希望

1週間に朝ごはんをどれくらい食べているのかについて、「毎日食べる」と回答した人が84.2%となっています。



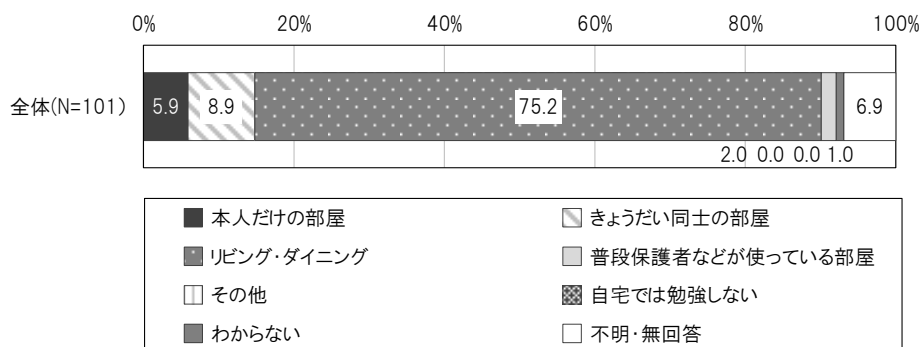
平日どのくらいの時間ゲームをしているかについて、「30分～1時間未満」と回答した人が31.7%と最も高く、次いで「1時間～2時間未満」が26.7%となっています。

〈単数回答〉



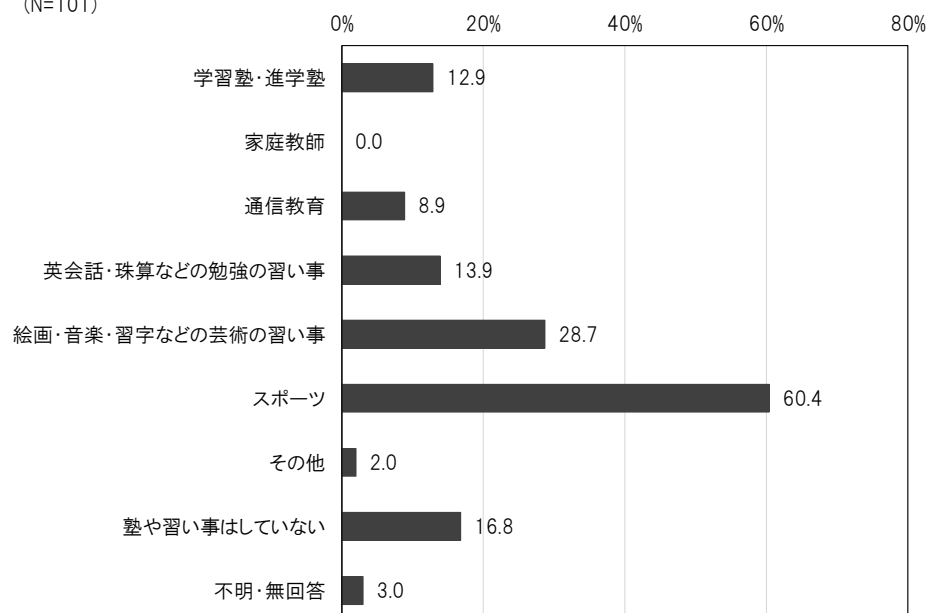
自宅のどこで勉強しているかについて、「リビング・ダイニング」と回答した人が75.2%と最も高く、次いで「きょうだい同士の部屋」が8.9%となっています。

〈単数回答〉

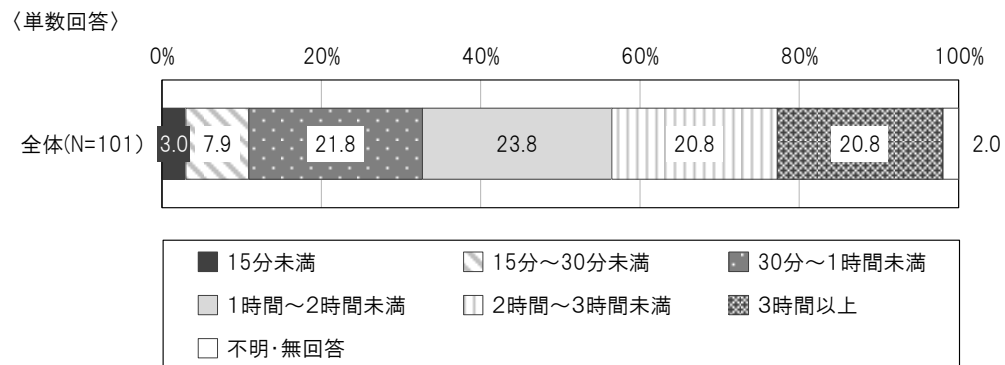


現在、費用がかかる塾や習い事をしているかについて、「スポーツ」と回答した人が60.4%と最も高く、次いで「絵画・音楽・習字などの芸術の習い事」が28.7%となっています。

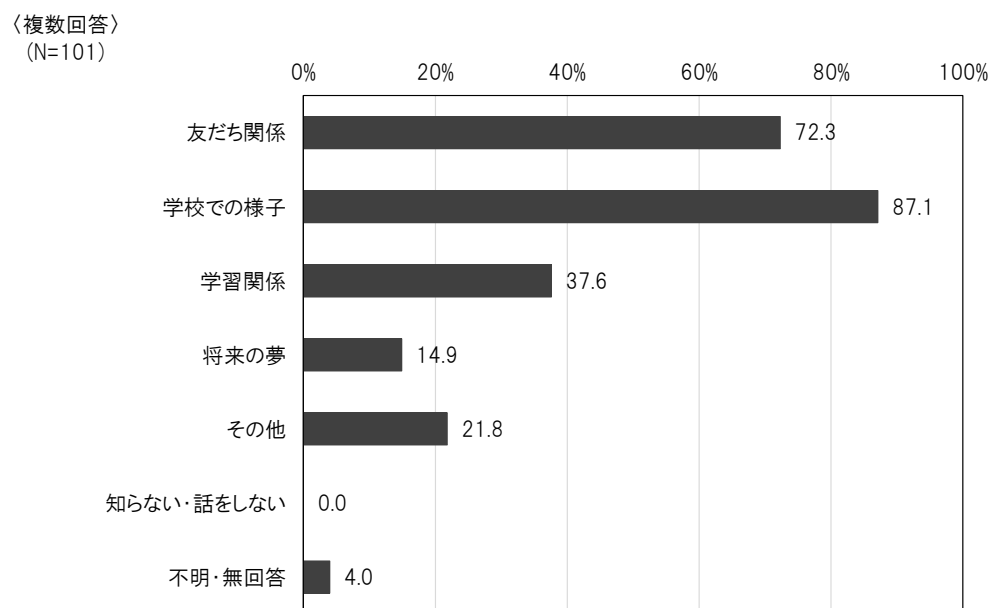
〈複数回答〉
(N=101)



平日に子どもといっしょに遊びや料理、会話などする時間はどれくらいになるかについて、「1時間～2時間未満」と回答した人が23.8%と最も高く、次いで「30分から1時間未満」が21.8%となっています。

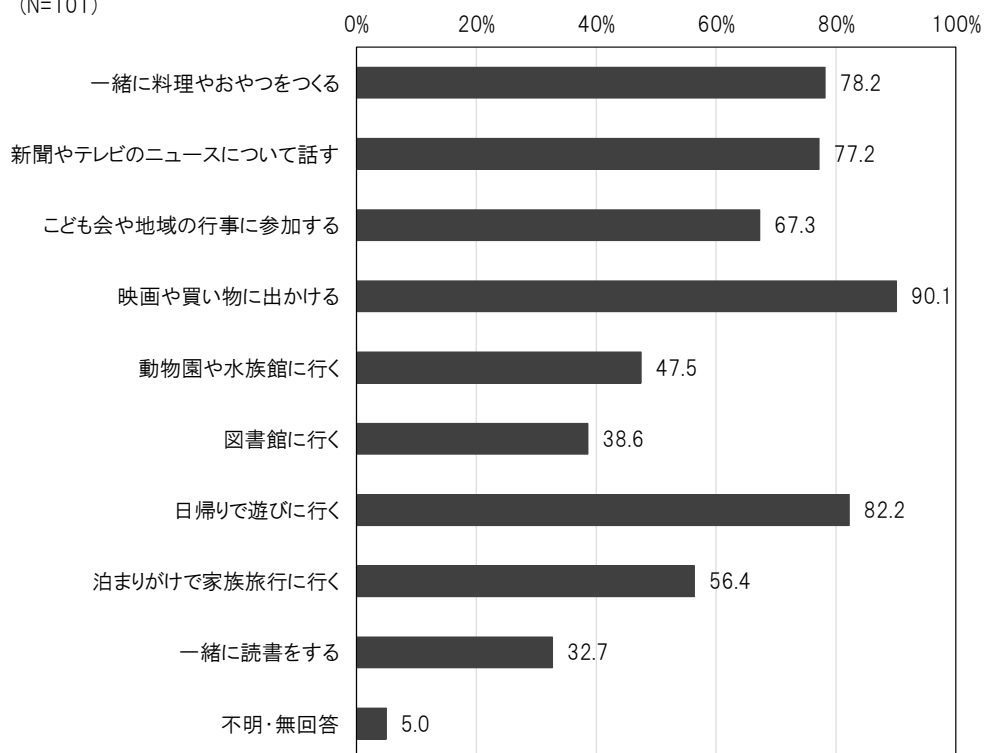


子どもとよく話をすることはどのようなことかについて、「学校での様子」と回答した人が87.1%と最も高く、次いで「友だち関係」が72.3%となっています。



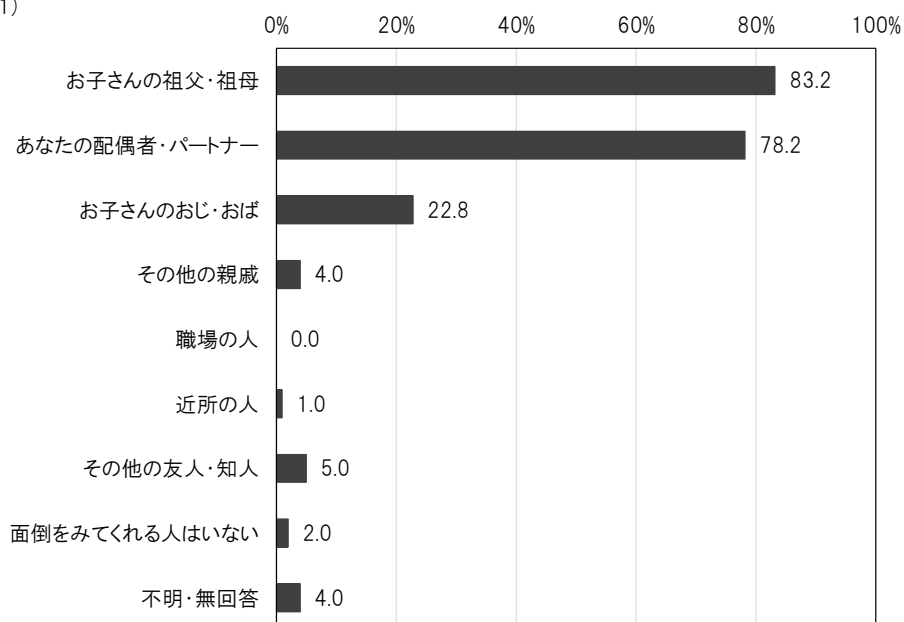
子どもと過去1年間にどのようなことをしたかについて、「映画や買い物に出かける」と回答した人が90.1%と最も高く、次いで「日帰りで遊びに行く」が82.2%となっています。

〈複数回答〉
(N=101)



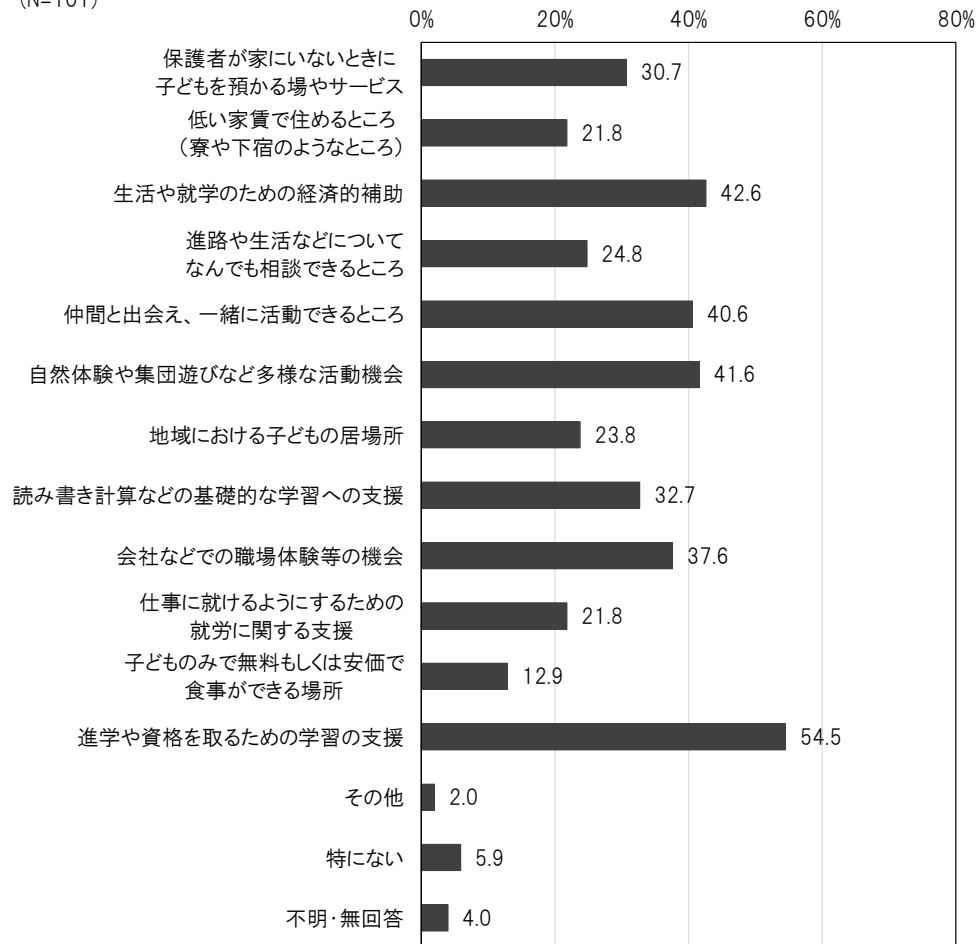
入院などで子どもの面倒を長期にみられなくなったときに、代わって子どもの世話をしてくれる人がいるかについて、「お子さんの祖父・祖母」と回答した人が83.2%と最も高く、次いで「あなたの配偶者・パートナー」が78.2%となっています。

〈複数回答〉
(N=101)



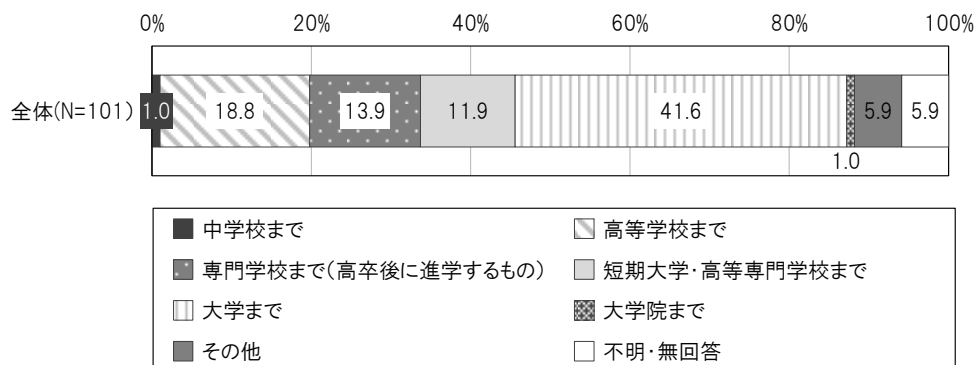
現在、または将来的にどのような支援があればよいと思うかについて、「進学や資格を取るための学習の支援」と回答した人が54.5%と最も高く、次いで「生活や就学のための経済的補助」が42.6%となっています。

〈複数回答〉
(N=101)



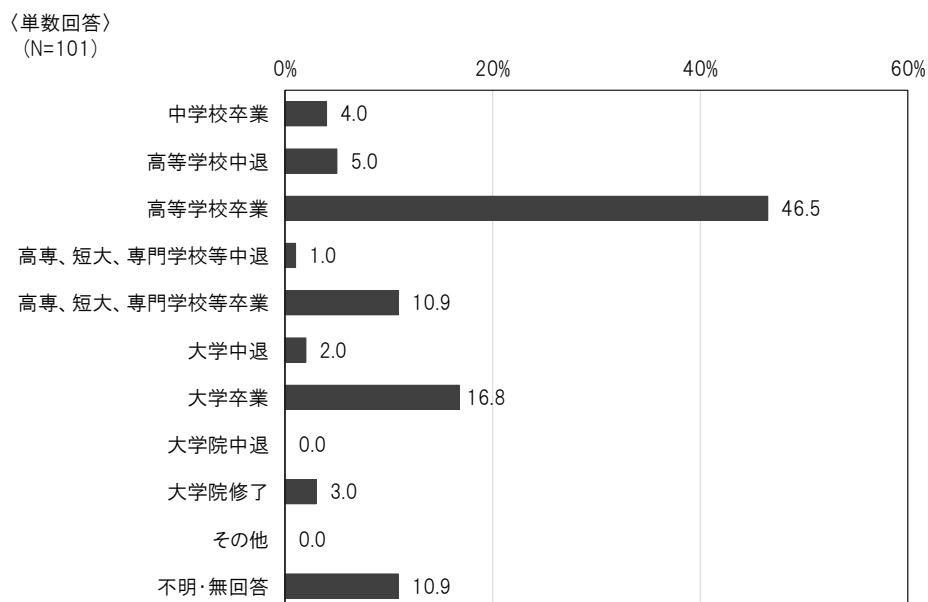
子どもにどの段階まで教育を受けさせたいかについて、「大学まで」と回答した人が41.6%と最も高く、次いで「高等学校まで」が18.8%となっています。

〈単数回答〉

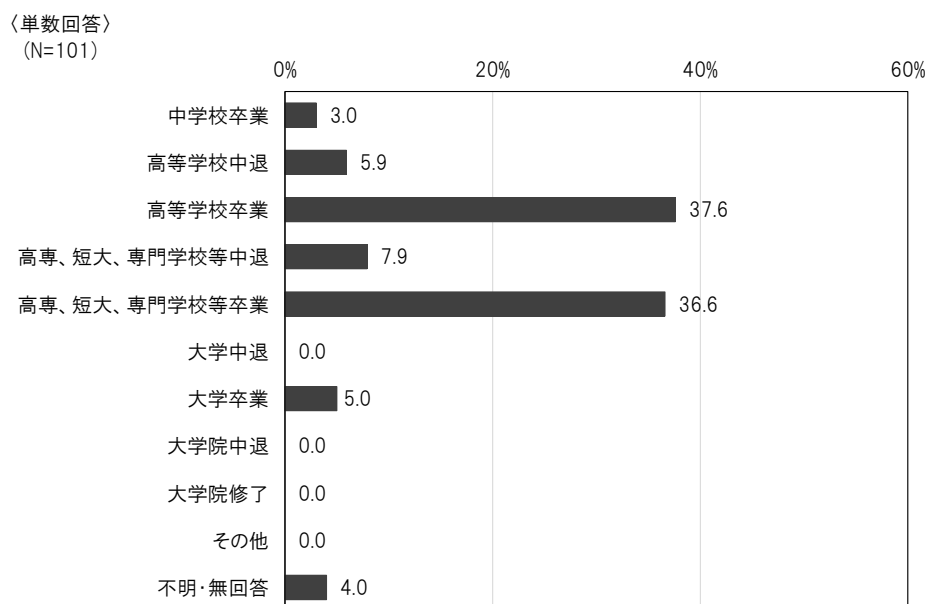


保護者の最終学歴について、父親では「高等学校卒業」と回答した人が46.5%と最も高く、次いで「大学卒業」が16.8%となっています。母親では「高等学校卒業」と回答した人が37.6%と最も高く、次いで「高専、短大、専門学校等卒業」が36.6%となっています。

【父親】



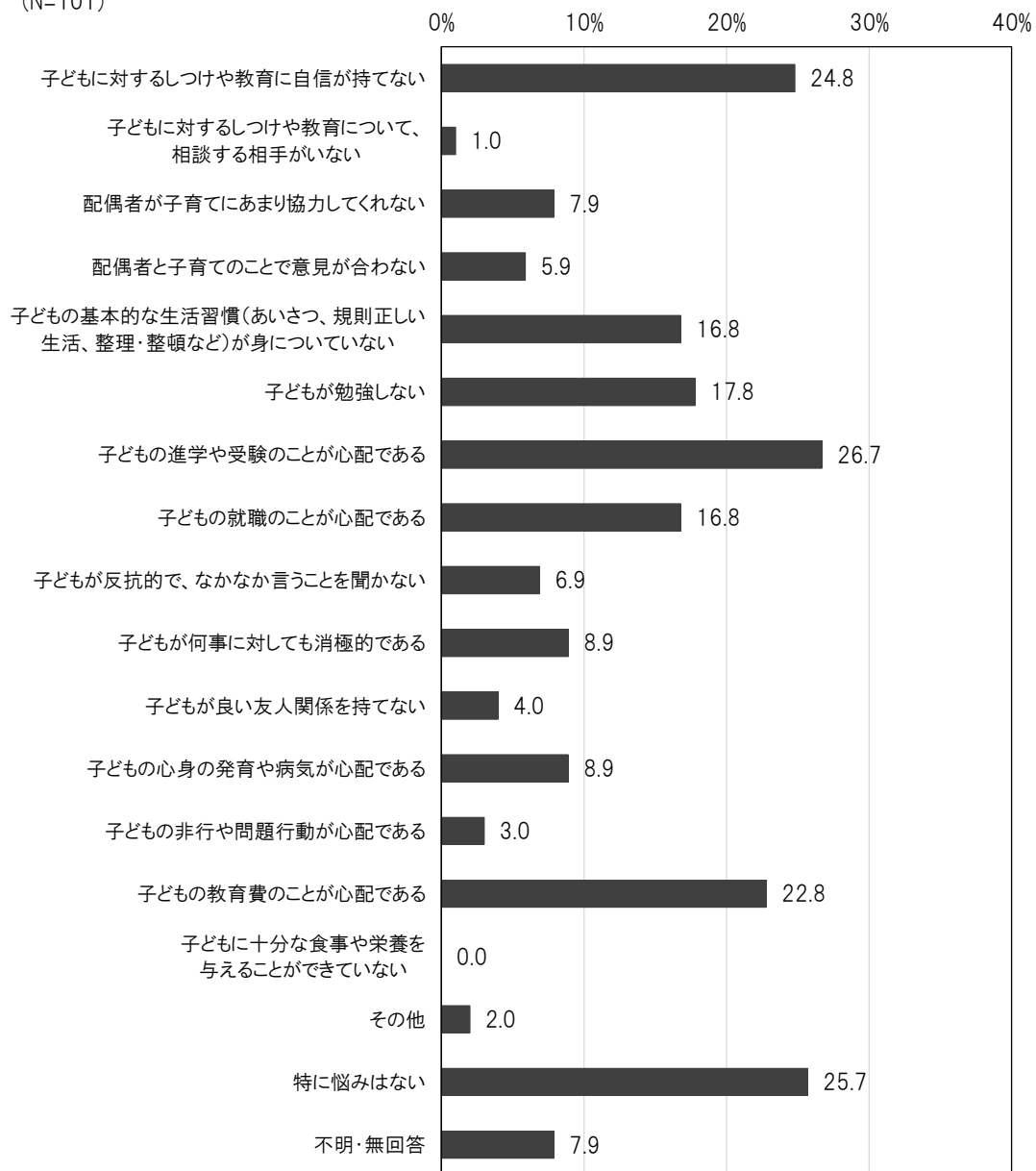
【母親】



（３）保護者の子育てに関わる様子

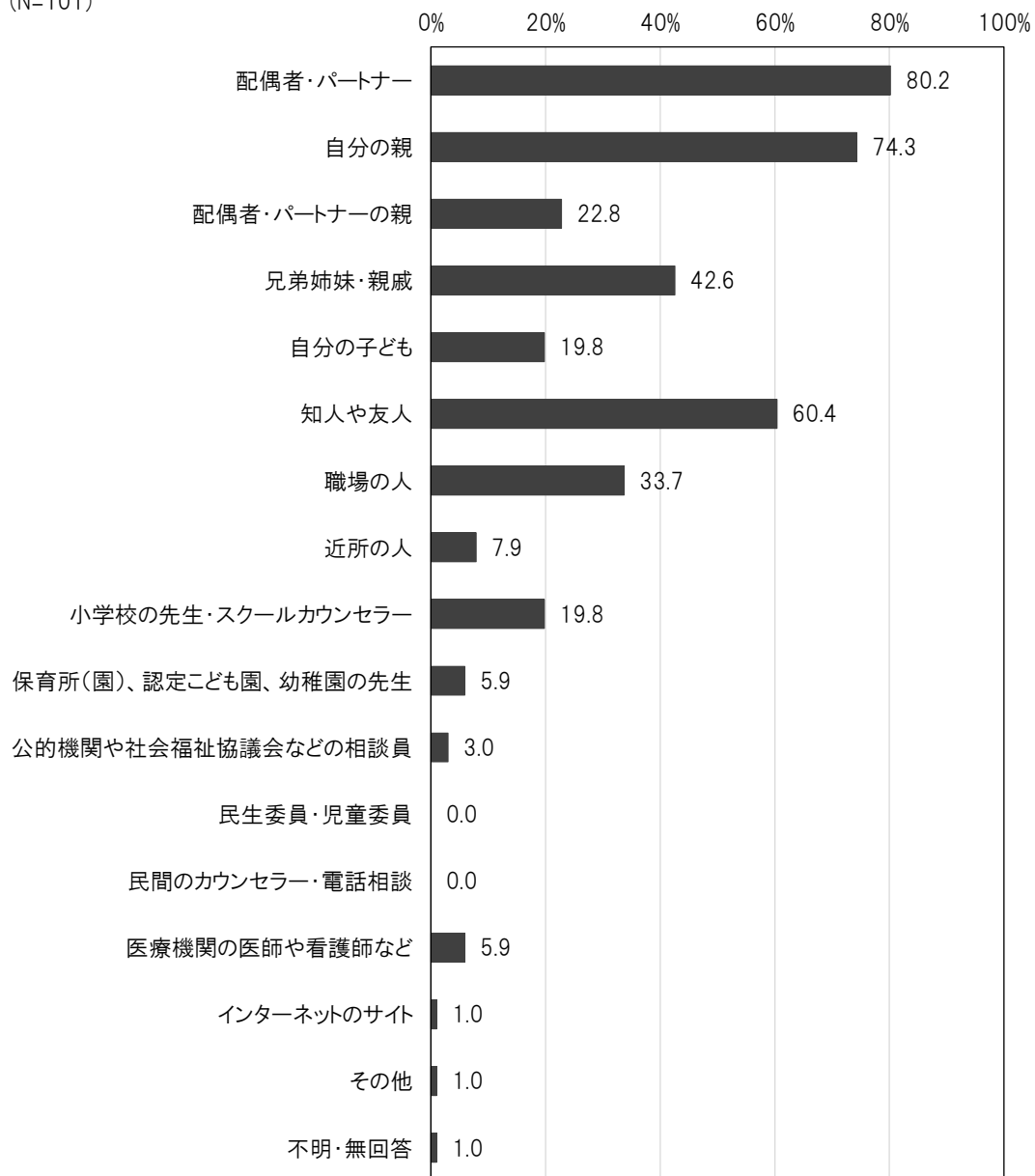
子どもについて悩んでいることはあるかをみると、「子どもの進学や受験のことが心配である」と回答した人が26.7%と最も高く、次いで「特に悩みはない」が25.7%となっています。

〈複数回答〉
(N=101)



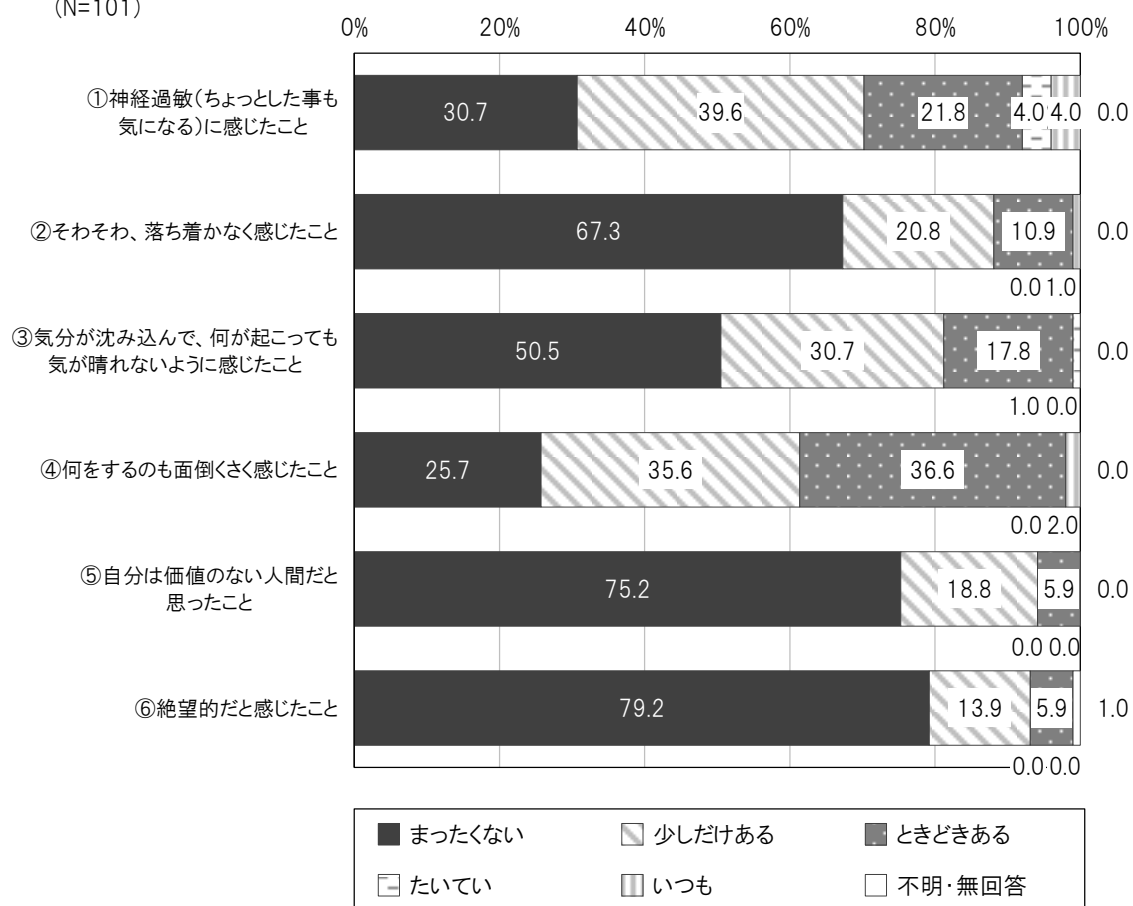
相談できる相手はどんな人か、また、現在相談相手がない人はどんな人に相談したいかについて、「配偶者・パートナー」と回答した人が80.2%と最も高く、次いで「自分の親」が74.3%となっています。

〈複数回答〉
(N=101)



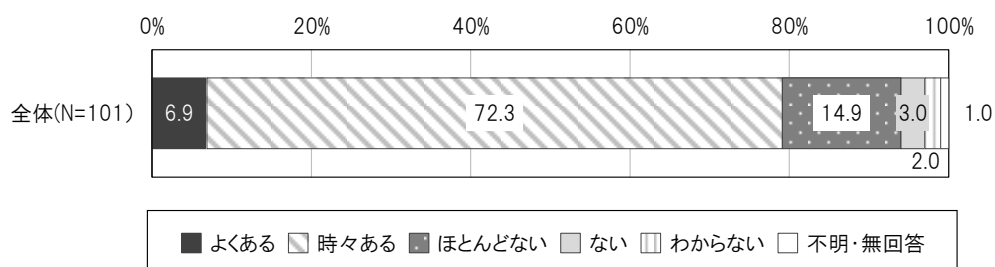
過去1か月のうち、どのくらいの頻度で以下のようなことがあったかについて、『神経過敏（ちょっとした事も気になる）に感じたこと』で「いつも」と回答した人の割合が他と比較してやや高くなっています。一方、『自分は価値のない人間だと思ったこと』『絶望的だと感じたこと』では「まったくない」の割合が他と比較して高く、およそ8割となっています。

〈単数回答〉
(N=101)



不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがあるかについて、「時々ある」と回答した人が72.3%となっています。

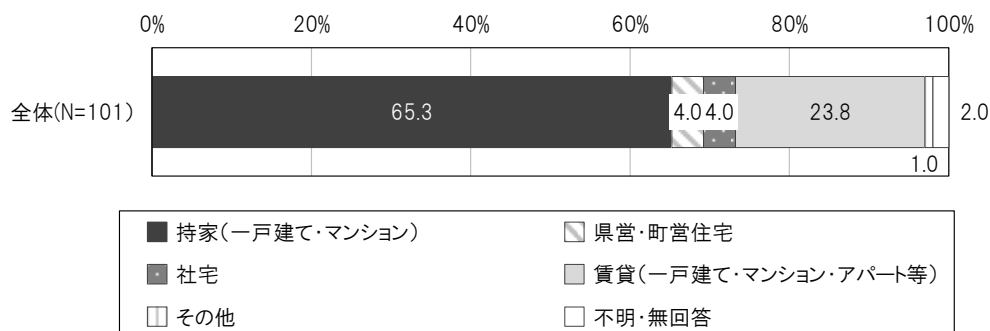
〈単数回答〉



（４）世帯の状況

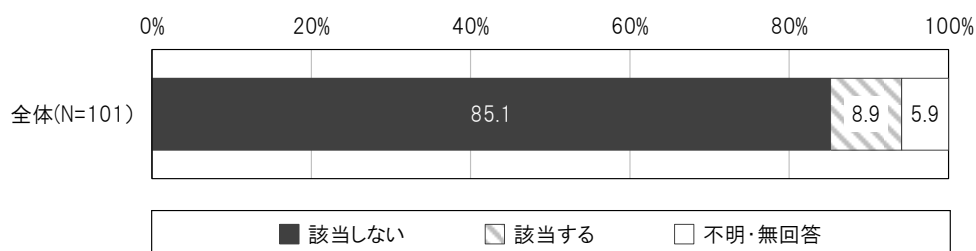
住まいの状況について、「持家（一戸建て・マンション）」と回答した人が65.3%と最も高く、次いで「賃貸（一戸建て・マンション・アパート等）」が23.8%となっています。

〈単数回答〉



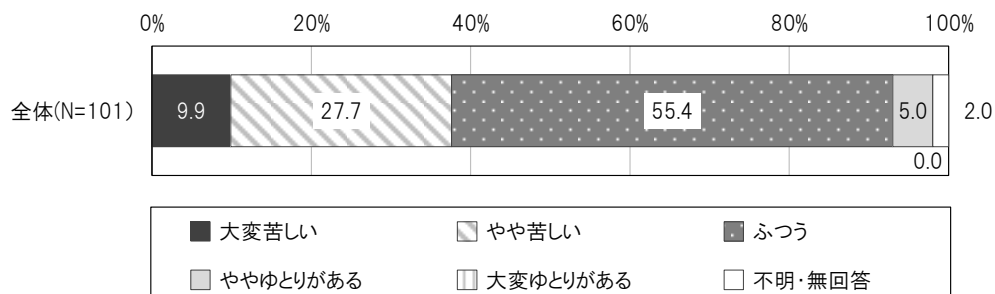
ひとり親世帯に該当するかについて、「該当しない」と回答した人が85.1%、「該当する」が8.9%となっています。

〈単数回答〉

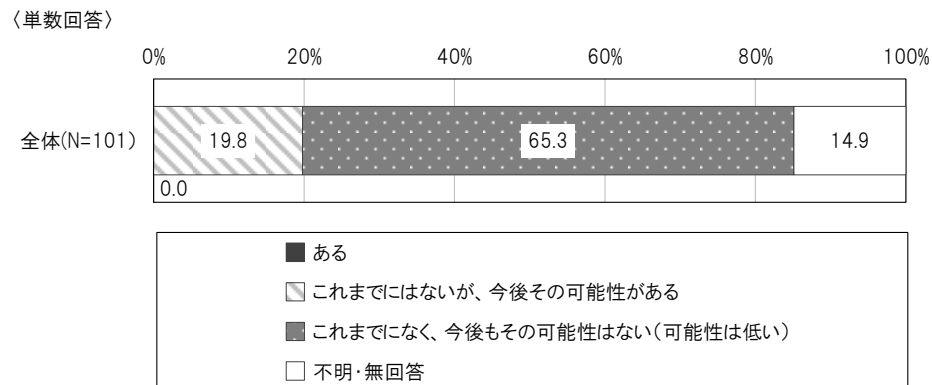


現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』と回答した人が37.6%、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」を合わせた『ゆとりがある』と回答した人が5.0%となっており、『苦しい』の割合が大変高くなっています。

〈単数回答〉

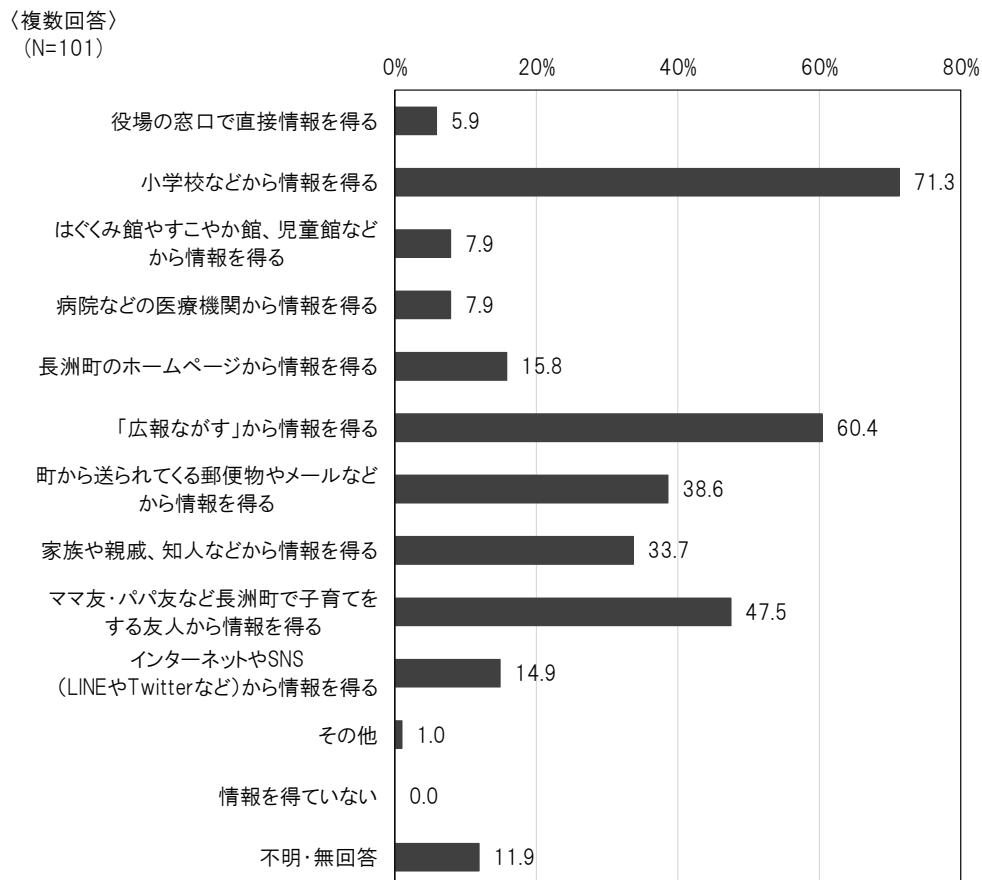


経済的な理由により、子どもに進学をあきらめさせたことや学校を中退させたことがあるかについて、「これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い）」と回答した人が65.3%となっています。



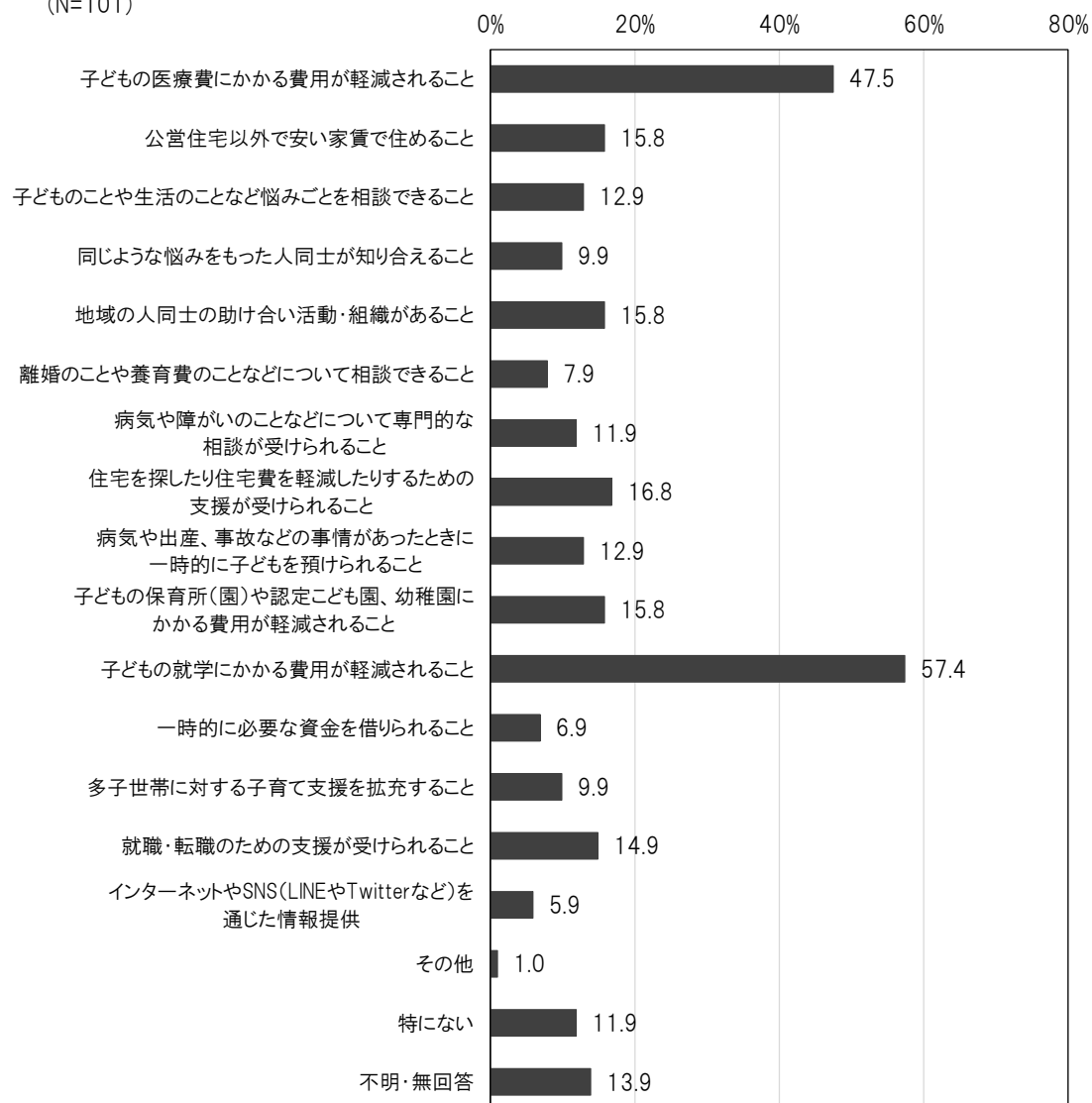
(5) 子育てに関する支援

子育てに関する情報の入手方法について、「小学校などから情報を得る」と回答した人が71.3%と最も高く、次いで「広報ながす」から情報を得る」が60.4%となっています。



現在、必要としていること、重要だと思う支援などについて、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」と回答した人が57.4%と最も高く、次いで「子どもの医療費にかかる費用が軽減されること」が47.5%となっています。

〈複数回答〉
(N=101)





**長洲町子ども・子育て支援事業計画
(第2期)**

令和2年3月

発行者 長洲町 子育て支援課

〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 番地

TEL:0968-78-3111 /FAX:0968-78-3449